

2 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1)負担

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4.厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

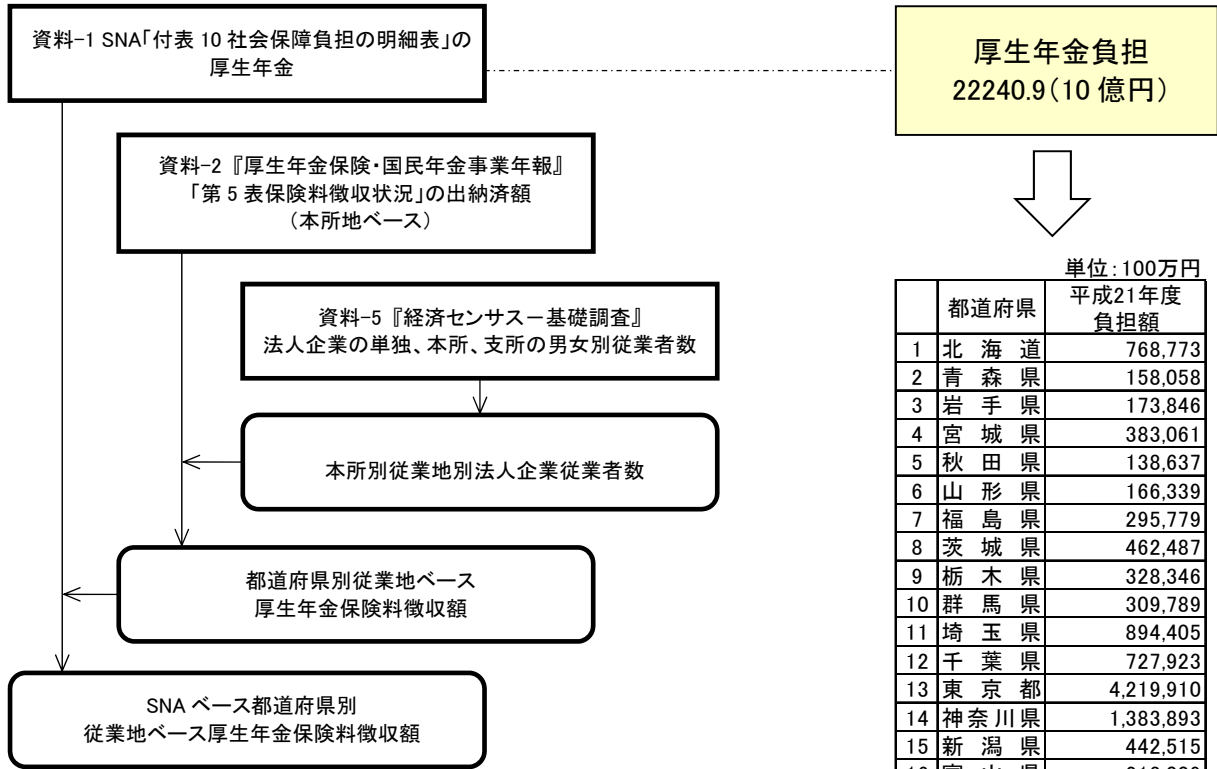
- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i \frac{\sum_{k=1}^{47} L_{ik}}{\sum_{k=1}^{47} L_{ik}} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

- Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料
 Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料
 C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）
 L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③推計フロー



厚生年金負担
22240.9 (10 億円)



単位:100万円
平成21年度
負担額

	都道府県	負担額
1	北海道	768,773
2	青森県	158,058
3	岩手県	173,846
4	宮城県	383,061
5	秋田県	138,637
6	山形県	166,339
7	福島県	295,779
8	茨城県	462,487
9	栃木県	328,346
10	群馬県	309,789
11	埼玉県	894,405
12	千葉県	727,923
13	東京都	4,219,910
14	神奈川県	1,383,893
15	新潟県	442,515
16	富山県	213,009
17	石川県	197,415
18	福井県	133,894
19	山梨県	131,433
20	長野県	353,042
21	岐阜県	315,976
22	静岡県	728,895
23	愛知県	1,571,791
24	三重県	302,311
25	滋賀県	234,427
26	京都府	393,915
27	大阪府	1,894,879
28	兵庫県	824,298
29	奈良県	149,339
30	和歌山県	117,216
31	鳥取県	80,512
32	島根県	102,328
33	岡山県	309,912
34	広島県	503,531
35	山口県	221,047
36	徳島県	108,095
37	香川県	168,112
38	愛媛県	210,147
39	高知県	94,153
40	福岡県	812,851
41	佐賀県	122,154
42	長崎県	176,469
43	熊本県	230,542
44	大分県	161,470
45	宮崎県	159,540
46	鹿児島県	216,474
47	沖縄県	147,962
	合計	22,240,900

(2)給付

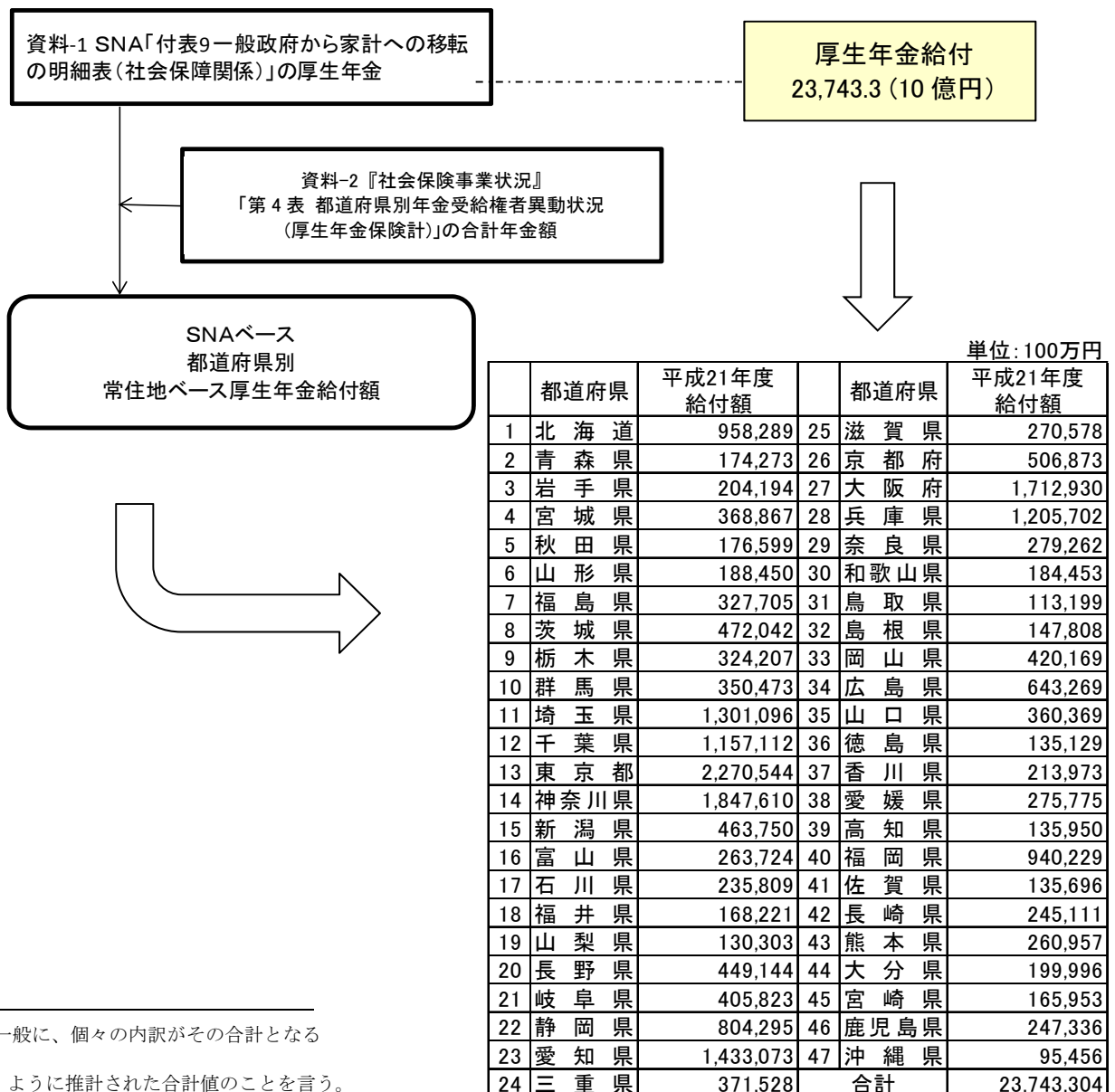
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

②推計方法

- ・ 各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2 『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1)負担

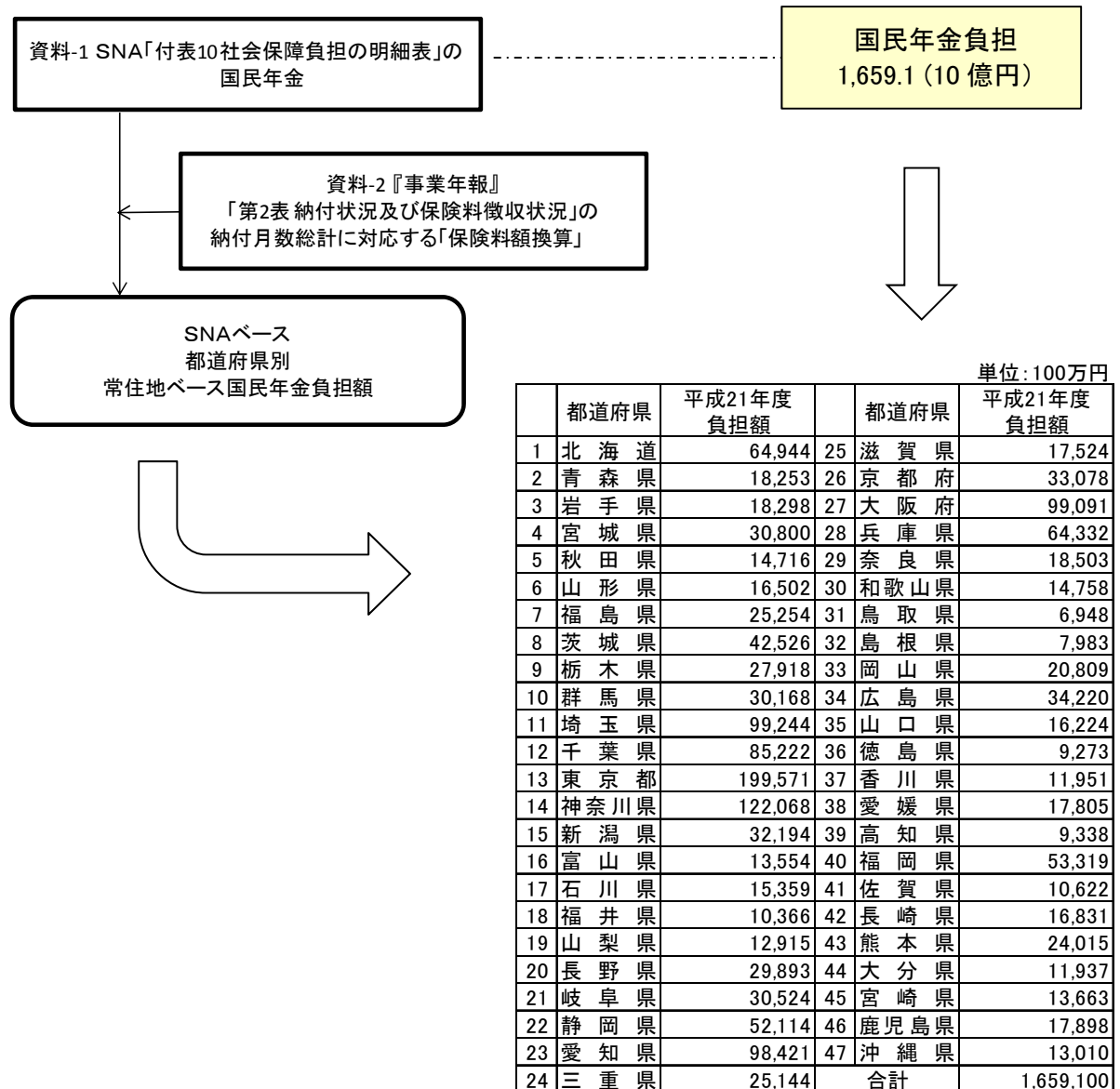
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5.国民年金「第 2 表 納付状況及び保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の「第 2 表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2)給付

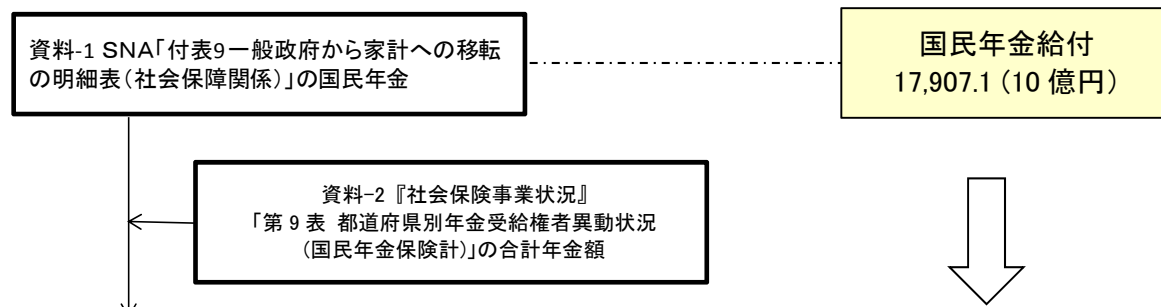
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」

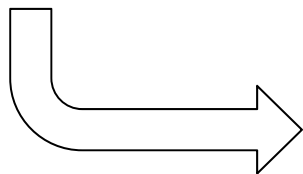
②推計方法

- ・ 各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



SNAベース
都道府県別
常住地ベース国民年金給付



単位: 100万円

	都道府県	平成21年度 給付額		都道府県	平成21年度 給付額
1	北海道	821,081	25	滋賀県	188,566
2	青森県	217,751	26	京都府	368,266
3	岩手県	232,315	27	大阪府	1,113,250
4	宮城県	321,419	28	兵庫県	772,077
5	秋田県	200,457	29	奈良県	203,265
6	山形県	209,632	30	和歌山県	167,579
7	福島県	315,582	31	鳥取県	98,449
8	茨城県	401,898	32	島根県	135,641
9	栃木県	278,655	33	岡山県	314,029
10	群馬県	301,416	34	広島県	424,812
11	埼玉県	863,315	35	山口県	256,316
12	千葉県	782,785	36	徳島県	127,793
13	東京都	1,517,322	37	香川県	166,328
14	神奈川県	1,071,363	38	愛媛県	241,546
15	新潟県	395,564	39	高知県	133,570
16	富山県	186,728	40	福岡県	661,649
17	石川県	176,346	41	佐賀県	136,655
18	福井県	128,593	42	長崎県	226,499
19	山梨県	133,119	43	熊本県	297,073
20	長野県	371,251	44	大分県	192,974
21	岐阜県	322,202	45	宮崎県	189,696
22	静岡県	569,247	46	鹿児島県	293,949
23	愛知県	923,540	47	沖縄県	166,567
24	三重県	288,967		合計	17,907,097

2.1.3 国家公務員共済組合

(1)負担

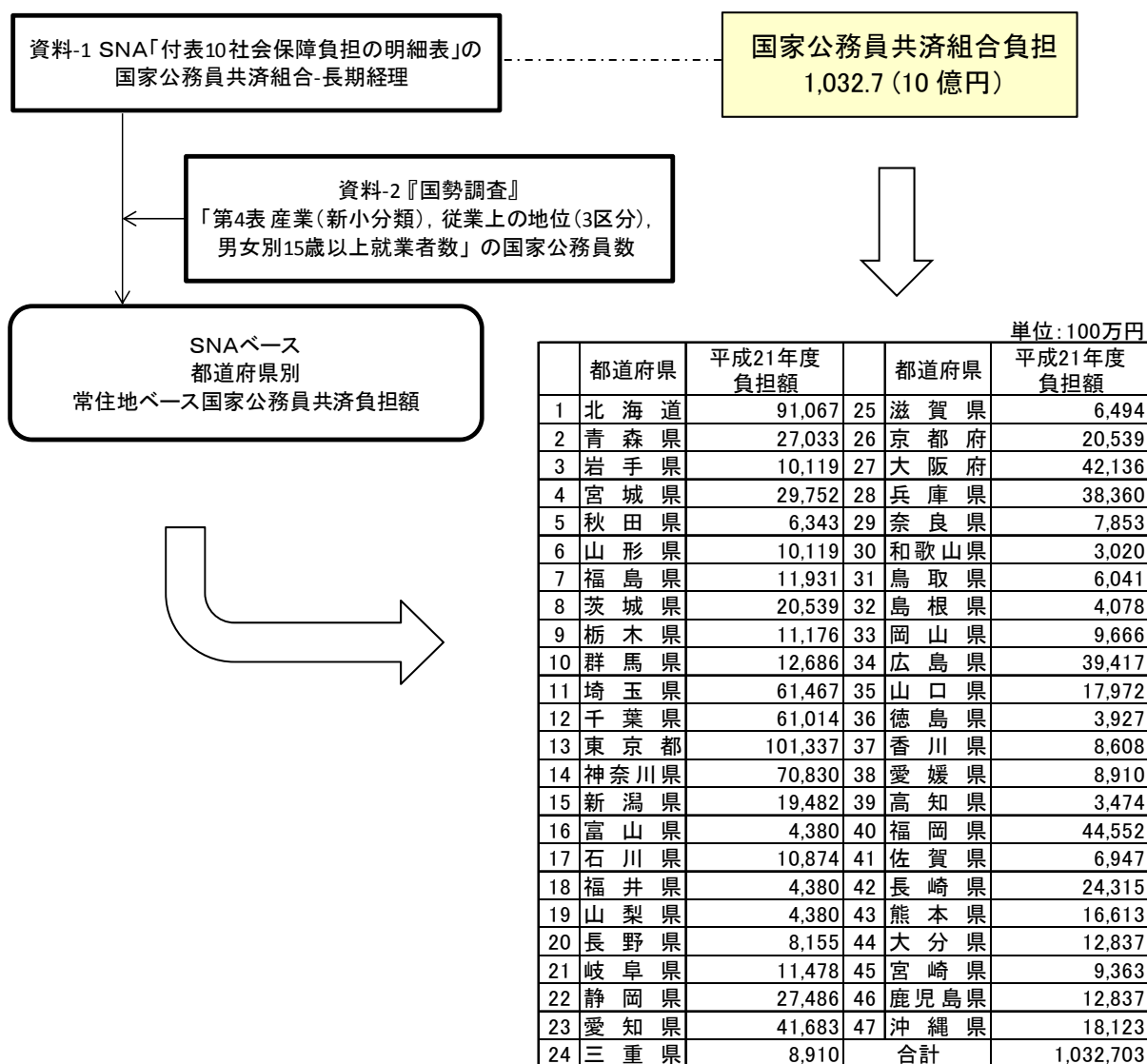
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

②推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），「男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2)給付

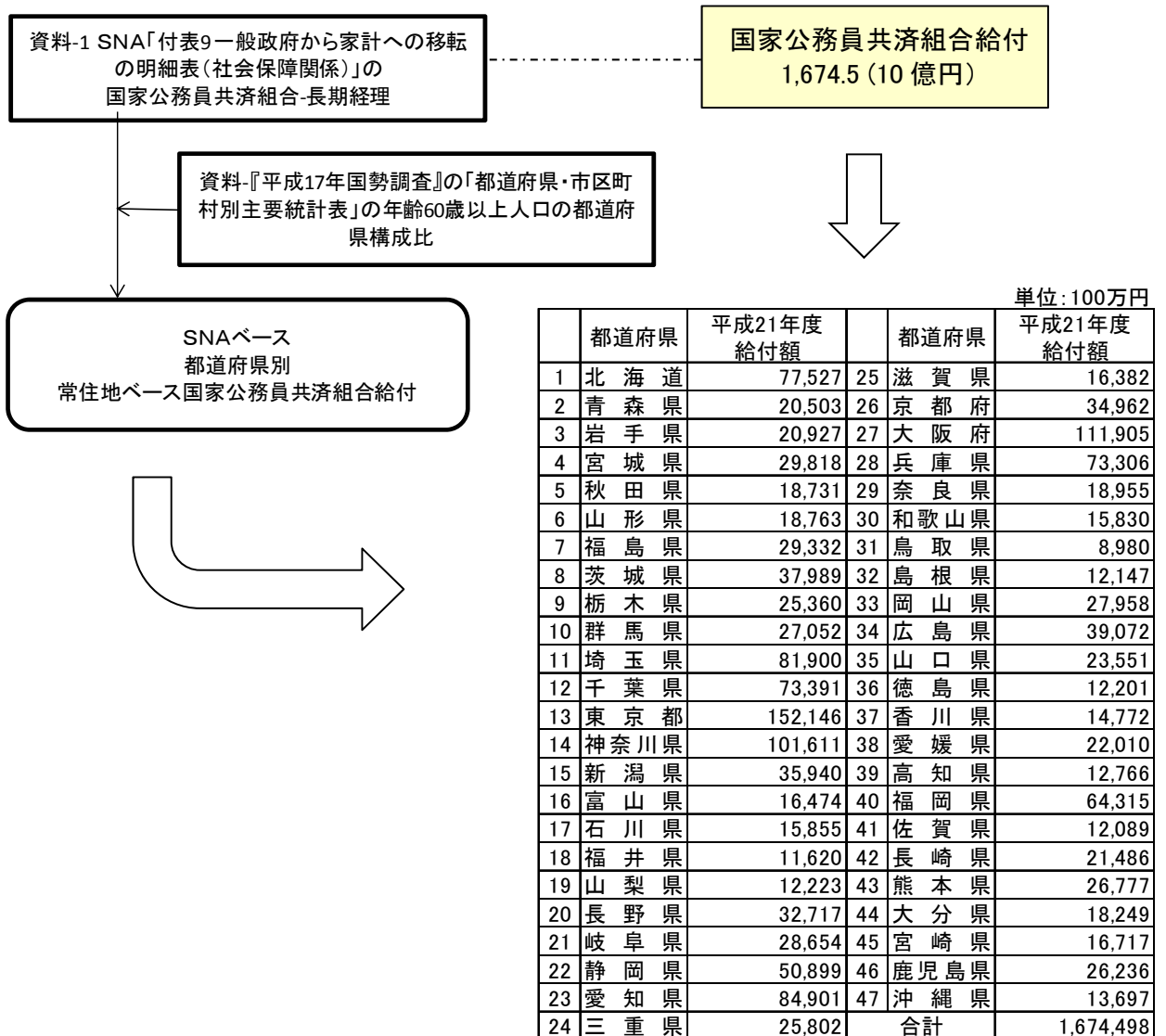
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

②推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(1) 国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢 60 歳以上人口の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.1.4 地方公務員共済組合

(1)負担

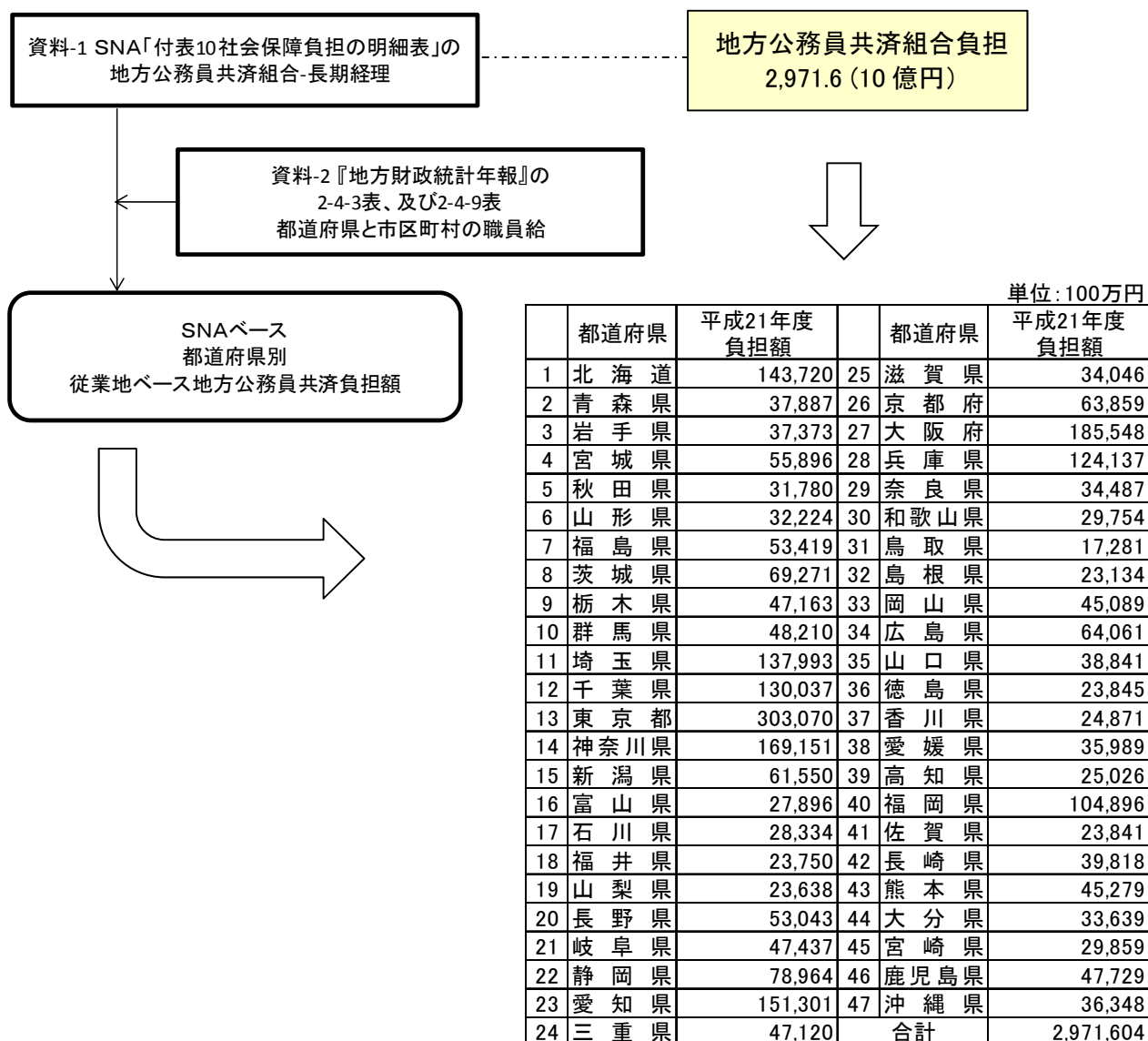
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2)給付

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』(総務省) ... 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』(地方職員共済組合)
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』(公立学校共済組合)
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』(警察共済組合)
- ・資料-6 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表(一覧表)」
- ・資料-7 『国勢調査』(総務省) --- 「第 3 表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数ー全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』(総務省) --- 「第 1 表の 2 団体区分別, 職種別, 都道府県別職員数及び平均基本給月額」(2)市 全職員数および(3)町村 全職員数

②推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(2)地方公務員共済組合 b.「長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。
- ・上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のように常住地ベースに変換する。

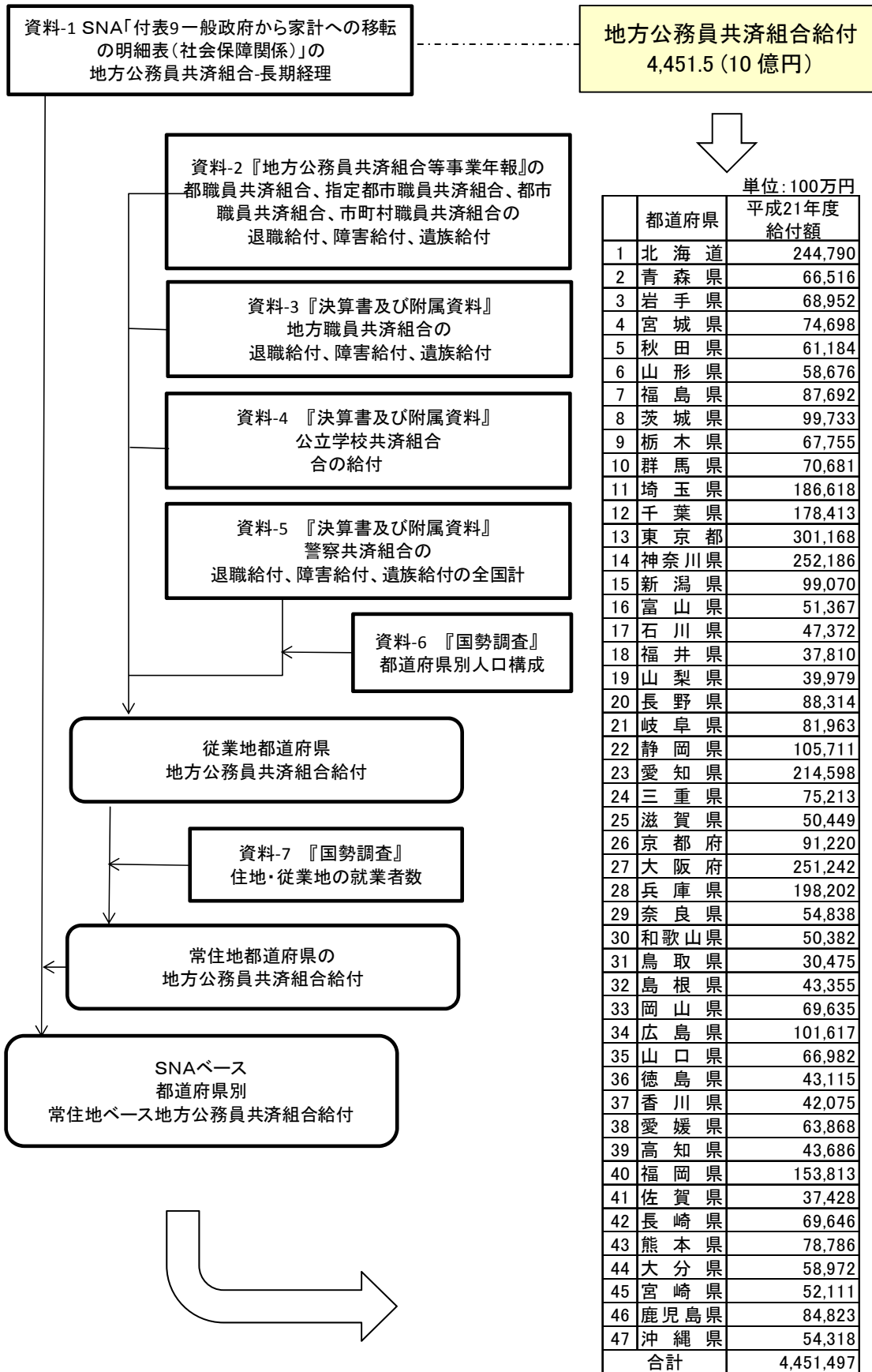
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県 i の給付額

Sw_j : 従業地都道府県 j の給付額

L_{ij} : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

③推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1)負担

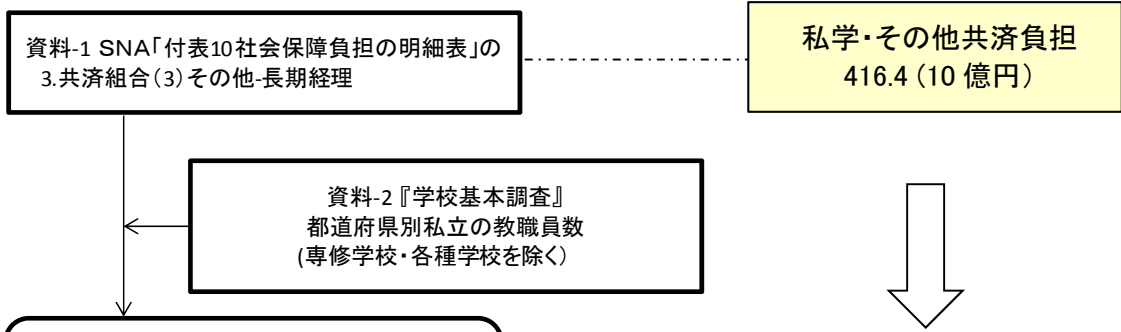
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（3）その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③推計フロー



SNAベース
都道府県別
従業地ベース私学・その他共済負担額

私学・その他共済負担
416.4 (10 億円)

資料-2 『学校基本調査』
都道府県別私立の教職員数
(専修学校・各種学校を除く)

単位:100万円

	都道府県	平成21年度 負担額		都道府県	平成21年度 負担額
1	北海道	14,566	25	滋賀県	1,721
2	青森県	3,132	26	京都府	14,387
3	岩手県	3,007	27	大阪府	31,583
4	宮城県	6,882	28	兵庫県	16,017
5	秋田県	1,520	29	奈良県	3,436
6	山形県	2,672	30	和歌山県	1,498
7	福島県	4,411	31	鳥取県	1,179
8	茨城県	6,380	32	島根県	641
9	栃木県	10,296	33	岡山県	5,639
10	群馬県	4,202	34	広島県	8,798
11	埼玉県	21,580	35	山口県	3,494
12	千葉県	16,773	36	徳島県	1,328
13	東京都	97,511	37	香川県	1,699
14	神奈川県	27,449	38	愛媛県	3,244
15	新潟県	4,182	39	高知県	1,408
16	富山県	1,669	40	福岡県	19,946
17	石川県	3,753	41	佐賀県	2,059
18	福井県	1,586	42	長崎県	3,953
19	山梨県	2,171	43	熊本県	4,216
20	長野県	3,681	44	大分県	2,654
21	岐阜県	4,842	45	宮崎県	2,894
22	静岡県	8,734	46	鹿児島県	4,405
23	愛知県	24,177	47	沖縄県	1,495
24	三重県	3,529		合計	416,399

(2)給付

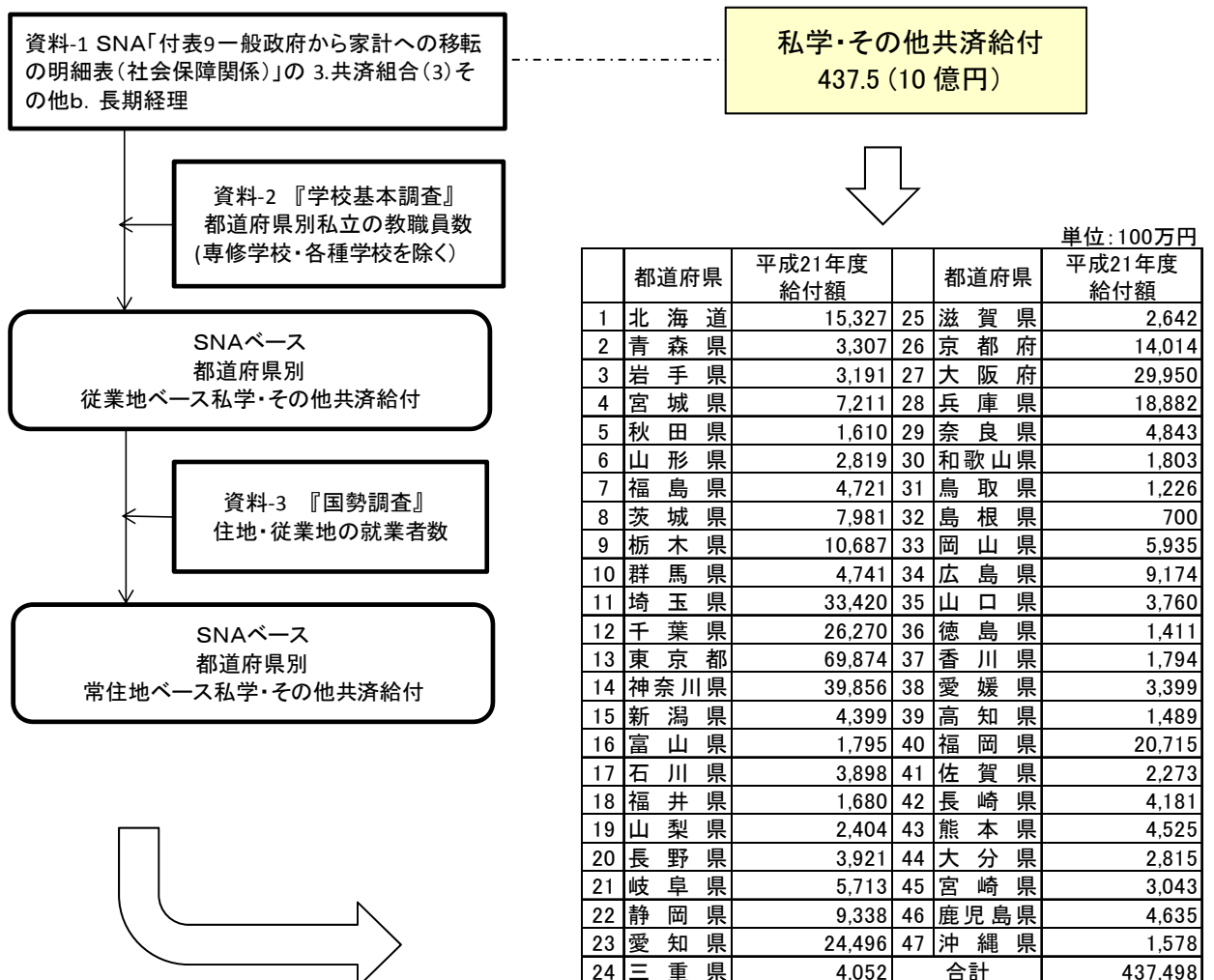
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『学校基本調査』(文部科学省) --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』(総務省) --- 「第3表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」

②推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の3.共済組合(3)その他b. 長期経理をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③推計フロー



2.1.6 船員保険

(1)負担

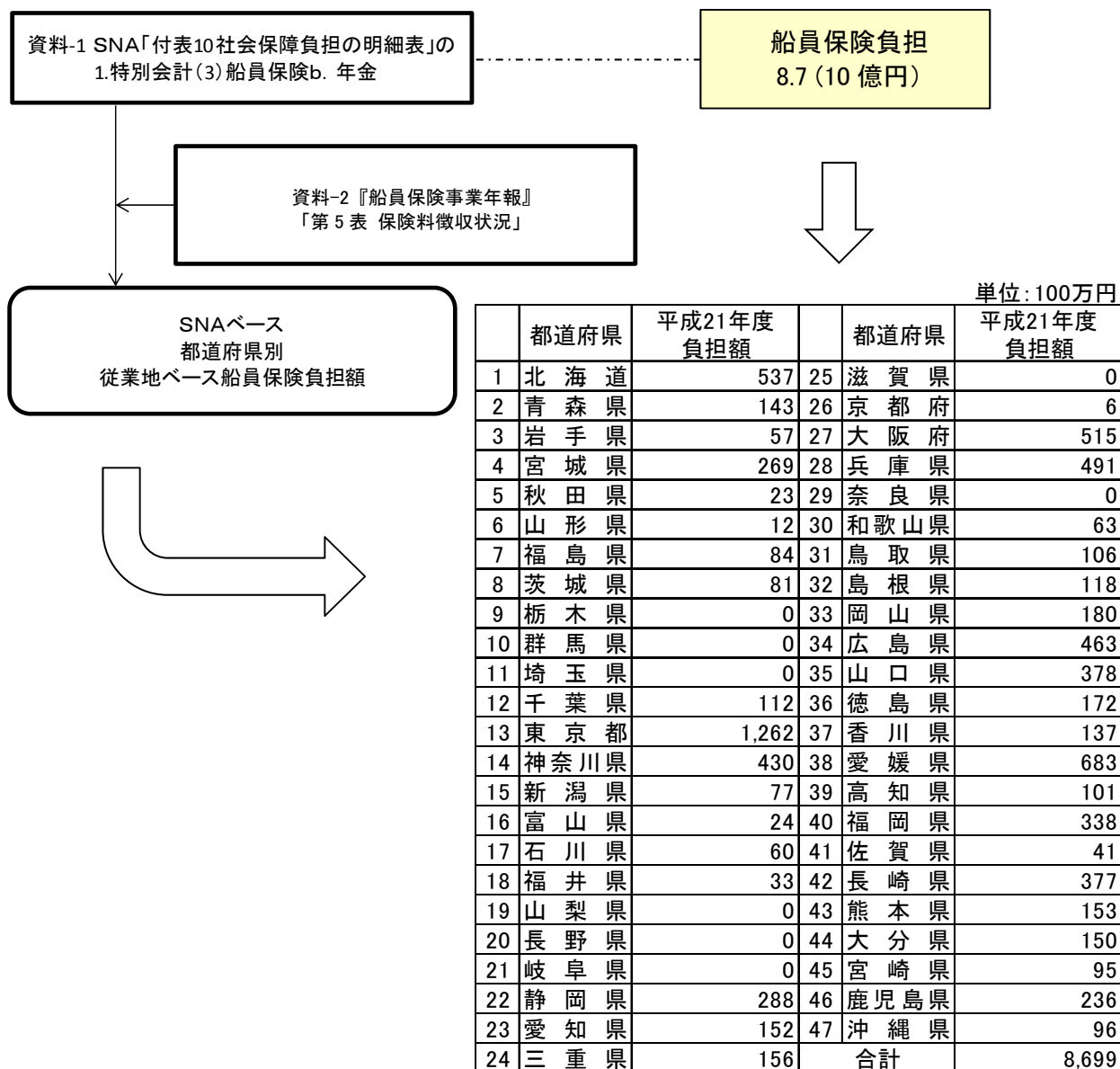
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



(2)給付

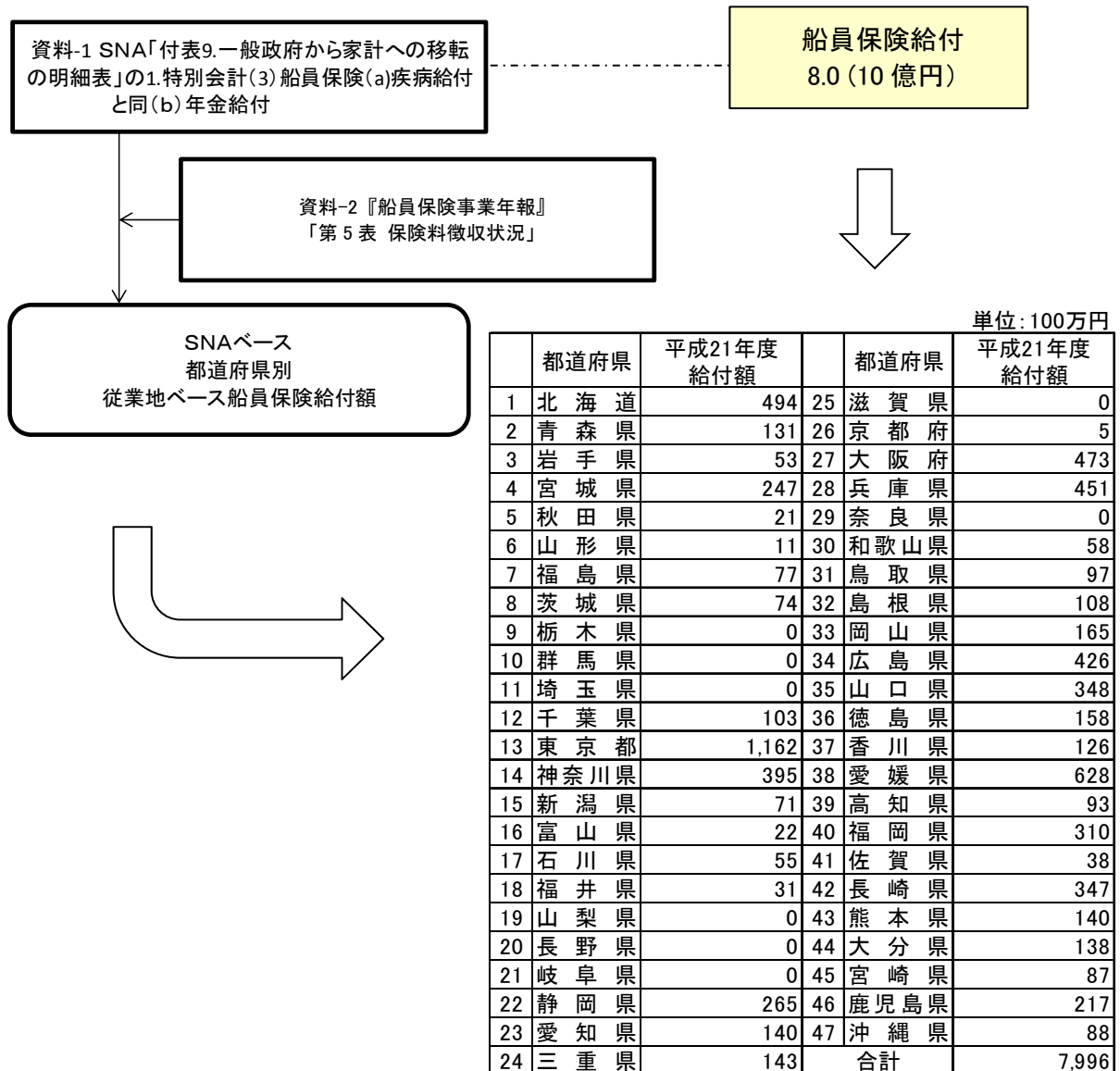
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第5表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の「1.特別会計(4) 船員保険」の現物社会移転以外の社会給付(疾病給付と年金給付の合計)をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 を用いるのは、船員保険の年金給付の都道府県データがないことによる。

③推計フロー



2.1.7 その他

(1)給付

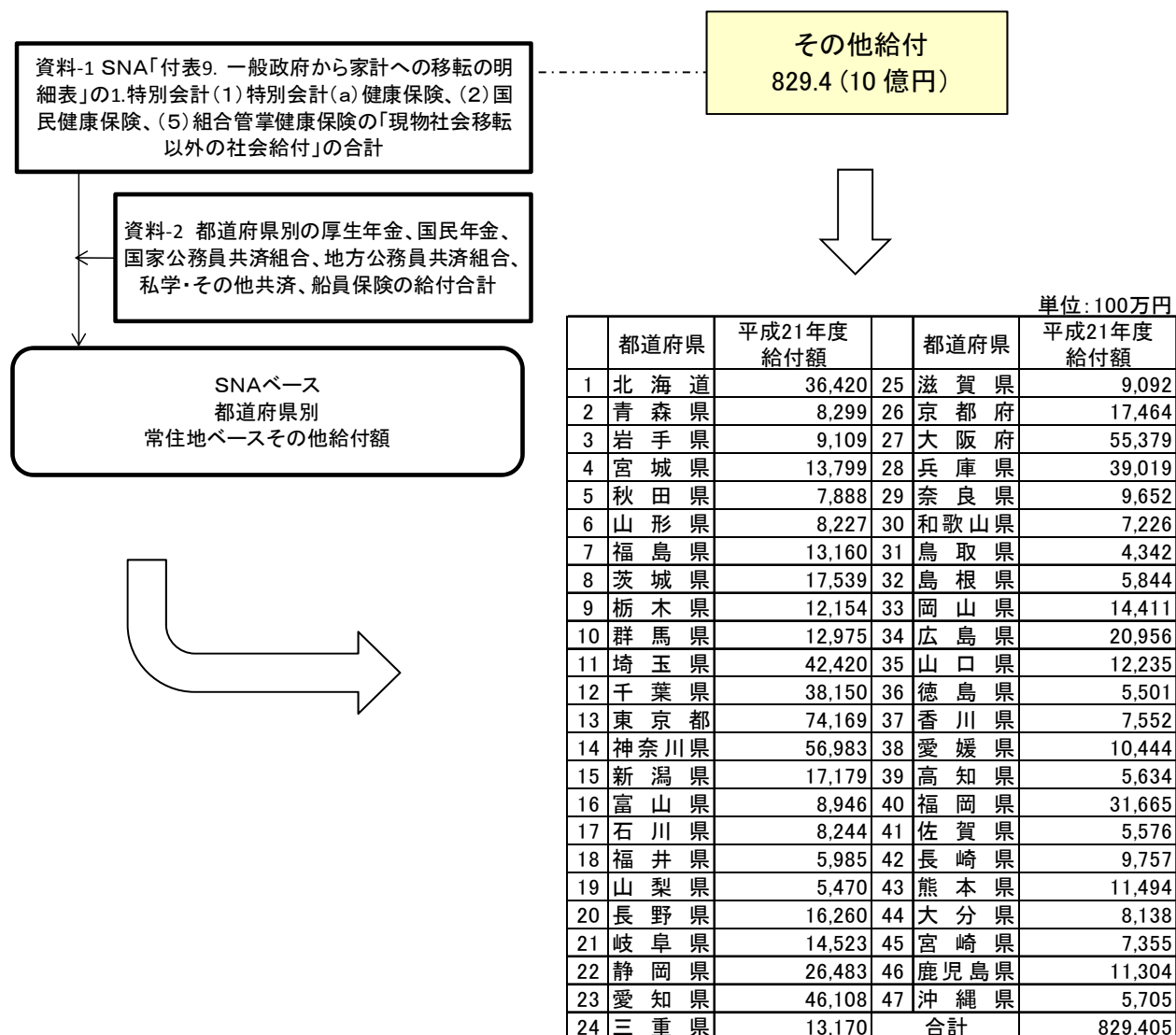
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表 9.一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の 1.特別会計(1)特別会計(a)健康保険、同(2)国民健康保険及び(5)組管管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1)負担

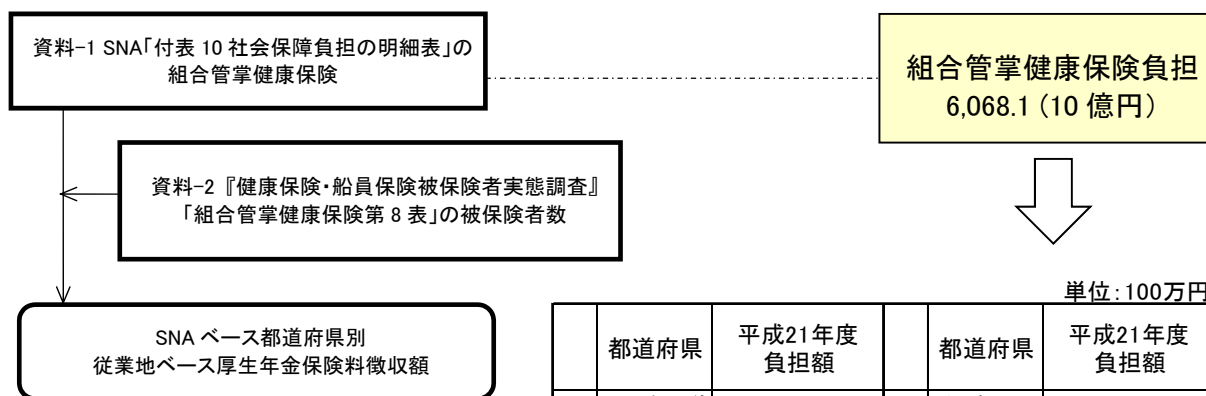
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）---「組合管掌健康保険 第 8 表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

②推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成21年度 負担額		都道府県	平成21年度 負担額
1	北海道	69,388	25	滋賀県	34,599
2	青森県	11,596	26	京都府	62,924
3	岩手県	13,307	27	大阪府	630,193
4	宮城県	48,286	28	兵庫県	132,692
5	秋田県	10,266	29	奈良県	7,984
6	山形県	18,250	30	和歌山県	9,315
7	福島県	30,036	31	鳥取県	6,464
8	茨城県	70,718	32	島根県	6,273
9	栃木県	39,732	33	岡山県	26,044
10	群馬県	51,898	34	広島県	75,281
11	埼玉県	145,429	35	山口県	24,713
12	千葉県	141,057	36	徳島県	7,034
13	東京都	3,029,868	37	香川県	17,680
14	神奈川県	342,186	38	愛媛県	19,010
15	新潟県	52,278	39	高知県	5,513
16	富山県	33,458	40	福岡県	116,343
17	石川県	23,763	41	佐賀県	6,083
18	福井県	11,596	42	長崎県	11,026
19	山梨県	14,638	43	熊本県	17,680
20	長野県	58,552	44	大分県	12,737
21	岐阜県	25,854	45	宮崎県	14,638
22	静岡県	141,057	46	鹿児島県	11,596
23	愛知県	385,340	47	沖縄県	14,448
24	三重県	29,276		合計	6,068,099

2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

(1)負担

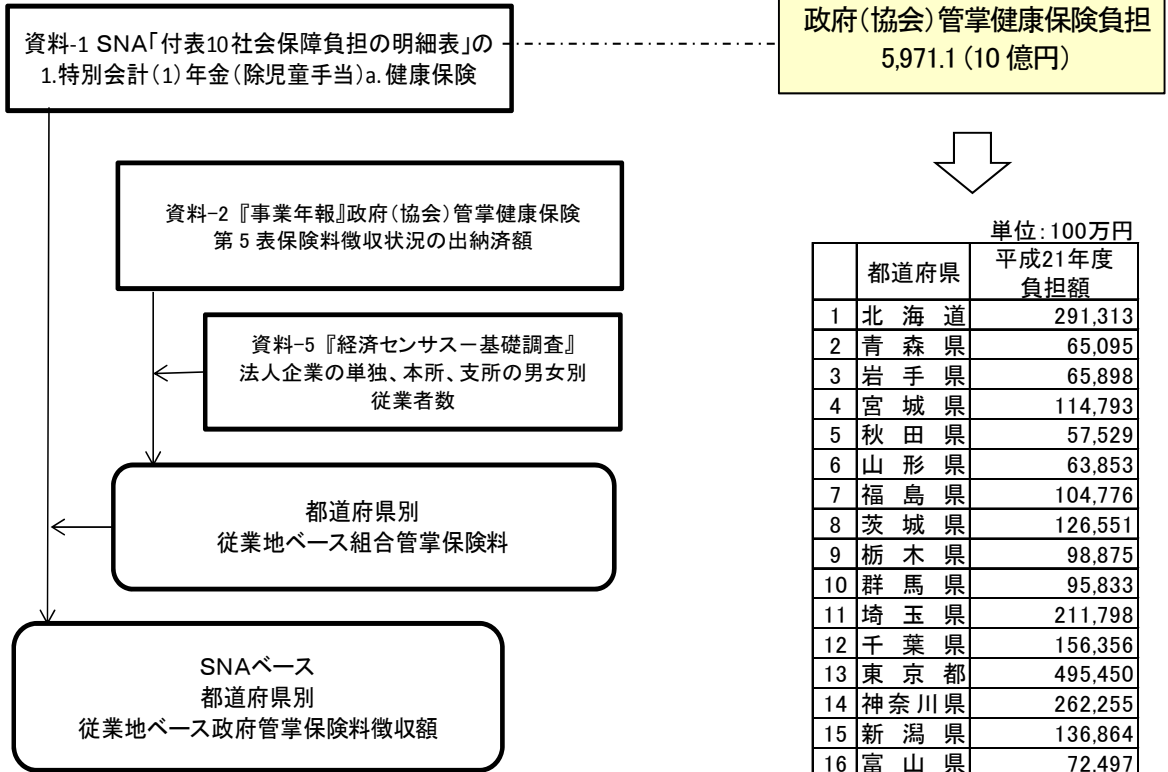
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー



政府(協会)管掌健康保険負担
5,971.1 (10 億円)

単位:100万円

	都道府県	平成21年度 負担額
1	北海道	291,313
2	青森県	65,095
3	岩手県	65,898
4	宮城県	114,793
5	秋田県	57,529
6	山形県	63,853
7	福島県	104,776
8	茨城県	126,551
9	栃木県	98,875
10	群馬県	95,833
11	埼玉県	211,798
12	千葉県	156,356
13	東京都	495,450
14	神奈川県	262,255
15	新潟県	136,864
16	富山県	72,497
17	石川県	77,172
18	福井県	54,101
19	山梨県	43,932
20	長野県	112,105
21	岐阜県	122,545
22	静岡県	197,562
23	愛知県	397,135
24	三重県	100,167
25	滋賀県	73,705
26	京都府	129,562
27	大阪府	431,083
28	兵庫県	251,821
29	奈良県	55,773
30	和歌山県	46,365
31	鳥取県	34,455
32	島根県	45,101
33	岡山県	122,200
34	広島県	168,205
35	山口県	78,054
36	徳島県	45,066
37	香川県	60,483
38	愛媛県	82,038
39	高知県	42,205
40	福岡県	270,786
41	佐賀県	50,500
42	長崎県	74,005
43	熊本県	96,369
44	大分県	66,332
45	宮崎県	64,037
46	鹿児島県	96,195
47	沖縄県	62,304
	合計	5,971,099

2.2.3 国民健康保険

(1)負担

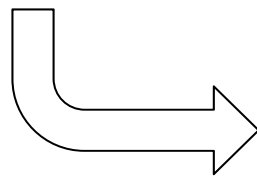
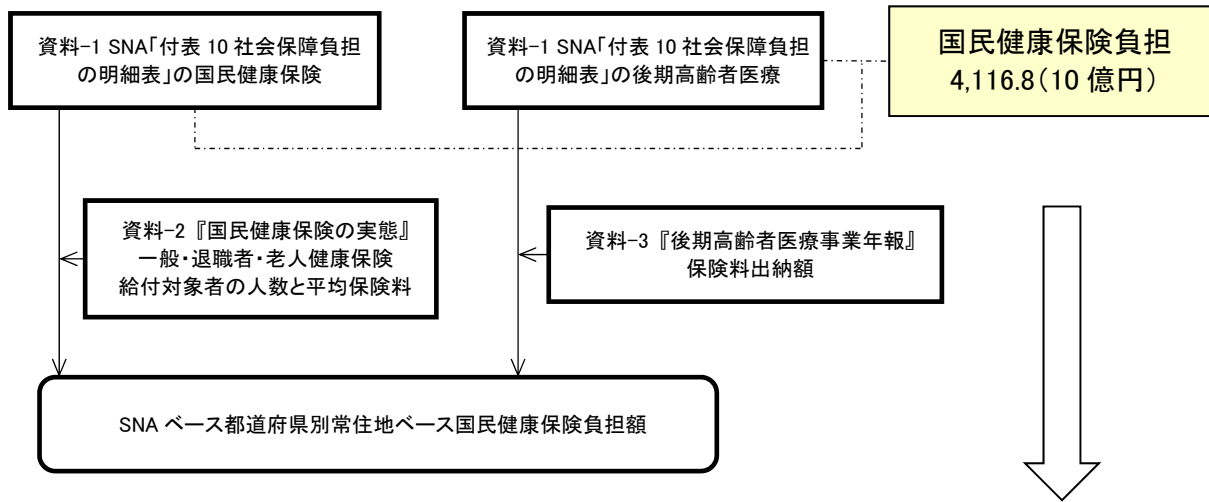
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会） ... 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省） ... 「第 4 表 都道府県別経理状況 (1)保険料出納状況」の出納額

②推計方法

- ・都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2.国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- ・さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 負担額		都道府県	平成21年度 負担額
1	北海道	166,662	25	滋賀県	35,892
2	青森県	43,106	26	京都府	78,679
3	岩手県	35,041	27	大阪府	287,829
4	宮城県	68,544	28	兵庫県	173,030
5	秋田県	29,608	29	奈良県	41,678
6	山形県	35,172	30	和歌山県	32,807
7	福島県	57,179	31	鳥取県	15,185
8	茨城県	95,348	32	島根県	18,073
9	栃木県	73,757	33	岡山県	56,093
10	群馬県	68,446	34	広島県	81,576
11	埼玉県	245,543	35	山口県	45,682
12	千葉県	190,668	36	徳島県	21,378
13	東京都	601,544	37	香川県	30,131
14	神奈川県	291,536	38	愛媛県	39,735
15	新潟県	63,047	39	高知県	22,356
16	富山県	29,291	40	福岡県	139,675
17	石川県	33,369	41	佐賀県	25,974
18	福井県	20,873	42	長崎県	42,678
19	山梨県	27,307	43	熊本県	54,569
20	長野県	62,518	44	大分県	33,976
21	岐阜県	65,369	45	宮崎県	32,340
22	静岡県	123,056	46	鹿児島県	44,970
23	愛知県	245,225	47	沖縄県	32,747
24	三重県	57,538		合計	4,116,800

2.2.4 国家公務員共済組合

(1)負担

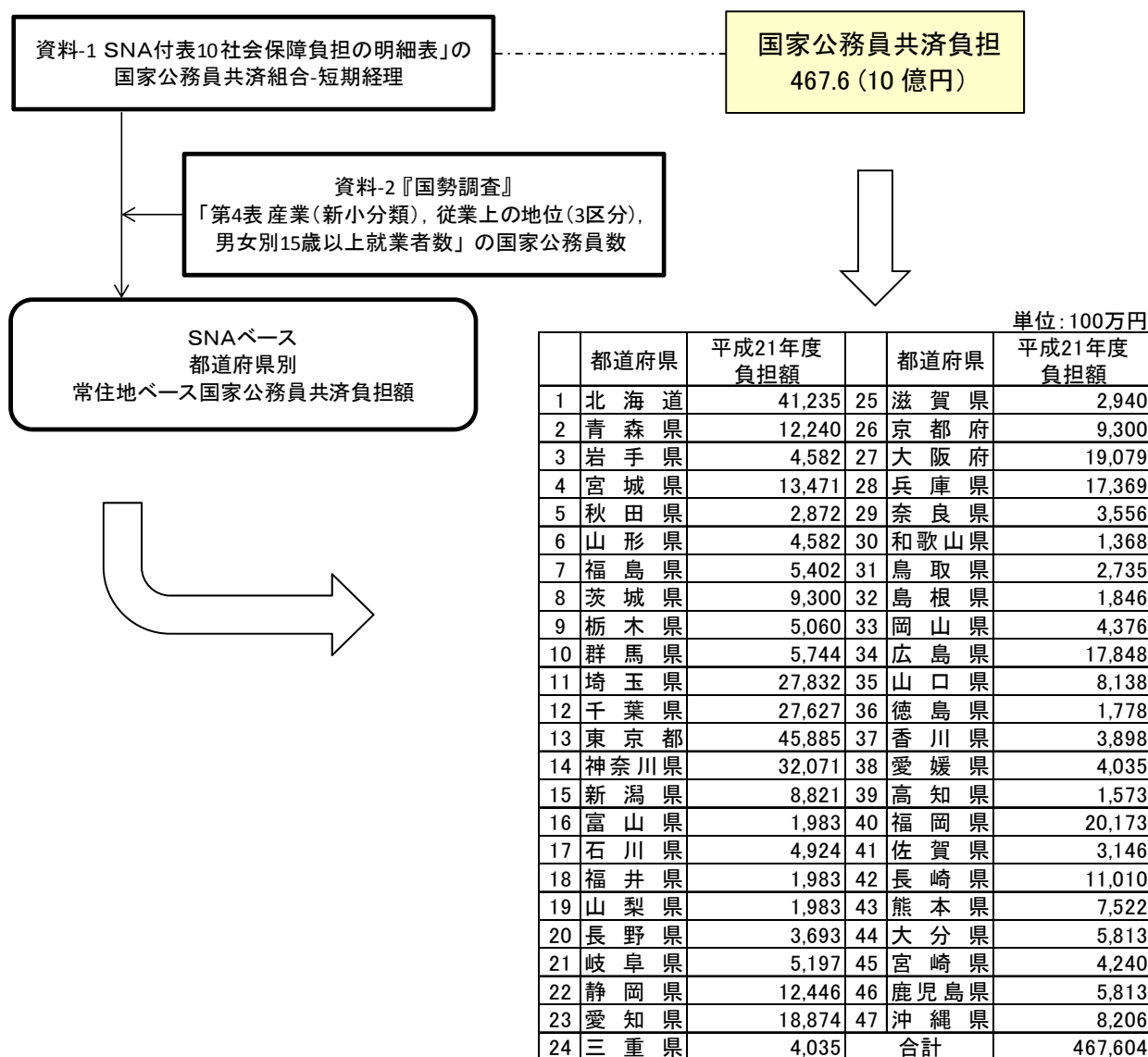
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

②推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1)負担

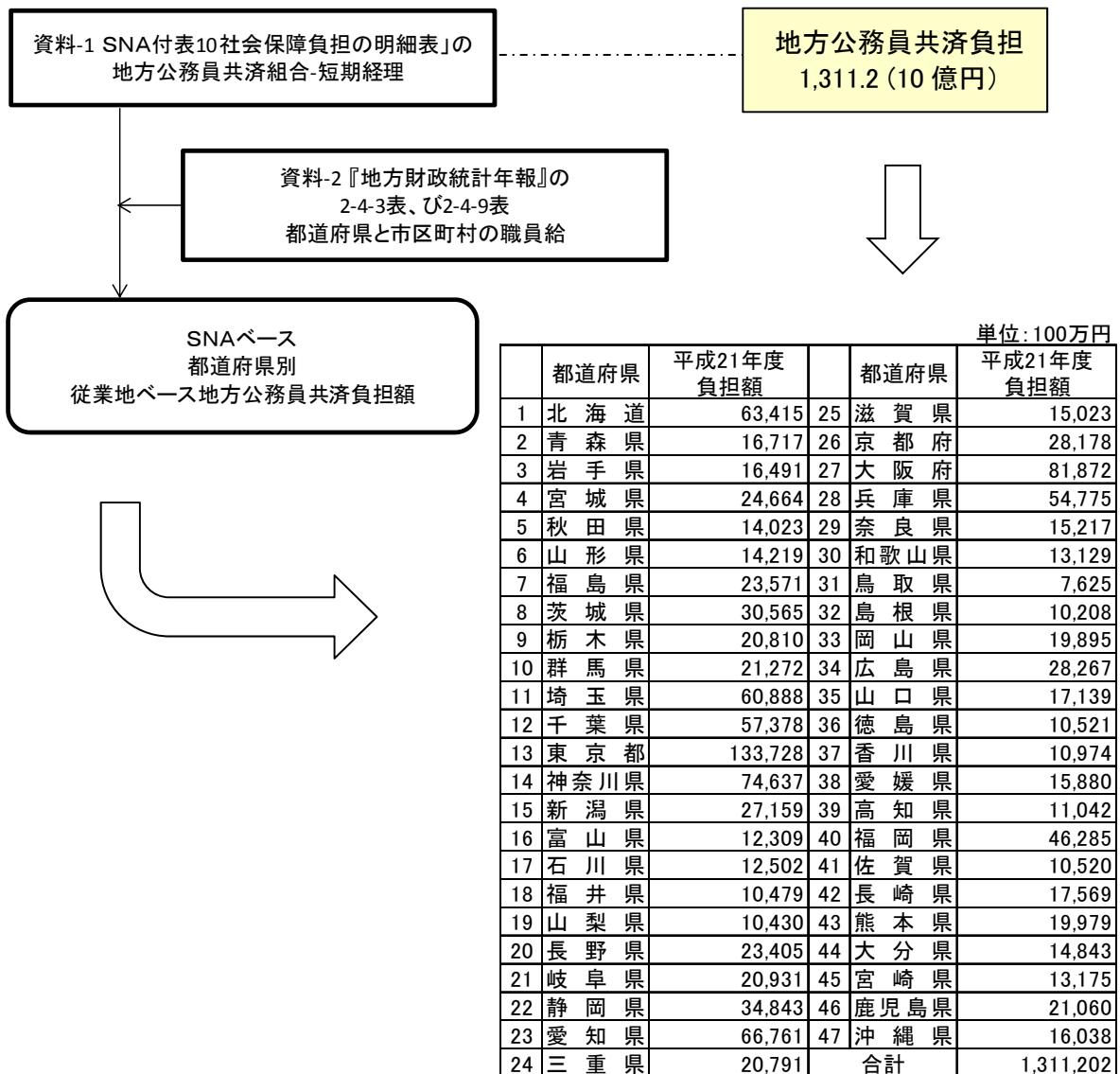
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1)負担

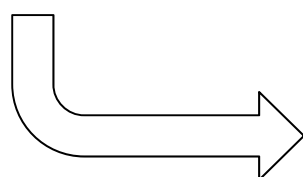
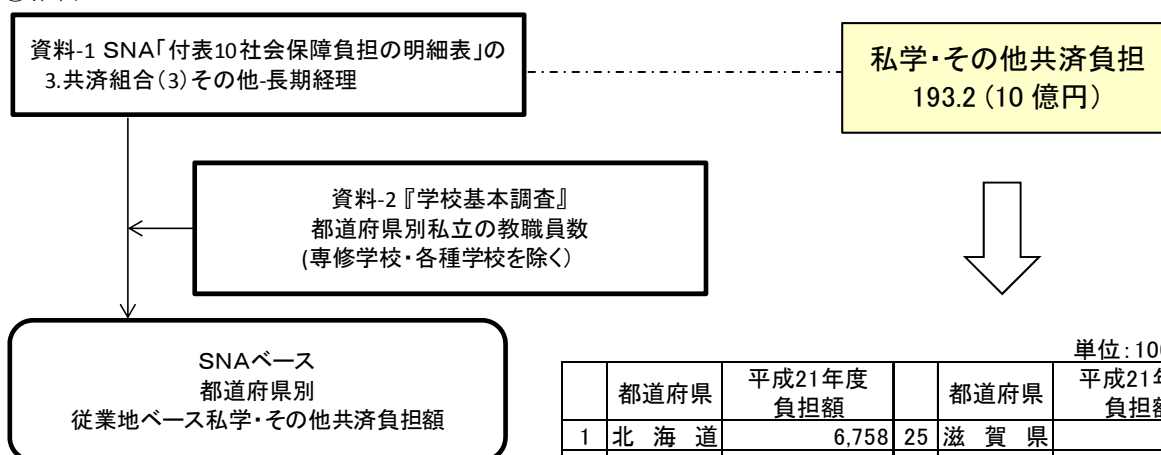
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合(3)その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料2の詳細については、0【負担】を参照。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 負担額		都道府県	平成21年度 負担額
1	北海道	6,758	25	滋賀県	798
2	青森県	1,453	26	京都府	6,675
3	岩手県	1,395	27	大阪府	14,654
4	宮城県	3,193	28	兵庫県	7,431
5	秋田県	705	29	奈良県	1,594
6	山形県	1,240	30	和歌山県	695
7	福島県	2,047	31	鳥取県	547
8	茨城県	2,960	32	島根県	298
9	栃木県	4,777	33	岡山県	2,616
10	群馬県	1,950	34	広島県	4,082
11	埼玉県	10,013	35	山口県	1,621
12	千葉県	7,782	36	徳島県	616
13	東京都	45,244	37	香川県	788
14	神奈川県	12,736	38	愛媛県	1,505
15	新潟県	1,940	39	高知県	653
16	富山県	774	40	福岡県	9,254
17	石川県	1,741	41	佐賀県	955
18	福井県	736	42	長崎県	1,834
19	山梨県	1,007	43	熊本県	1,956
20	長野県	1,708	44	大分県	1,232
21	岐阜県	2,246	45	宮崎県	1,343
22	静岡県	4,053	46	鹿児島県	2,044
23	愛知県	11,217	47	沖縄県	693
24	三重県	1,637		合計	193,196

2.2.7 船員保険

(1)負担

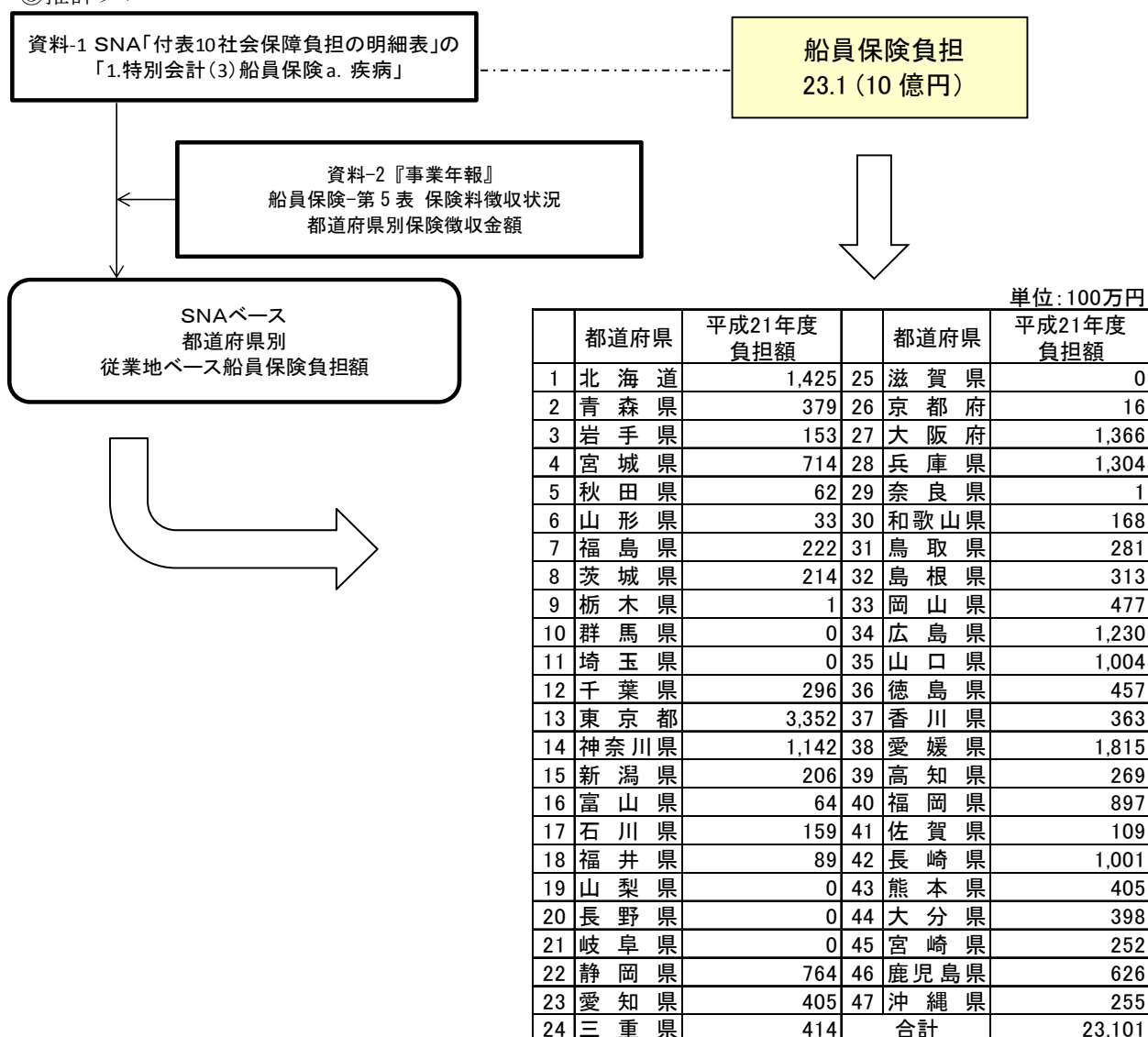
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第5表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

(1)給付

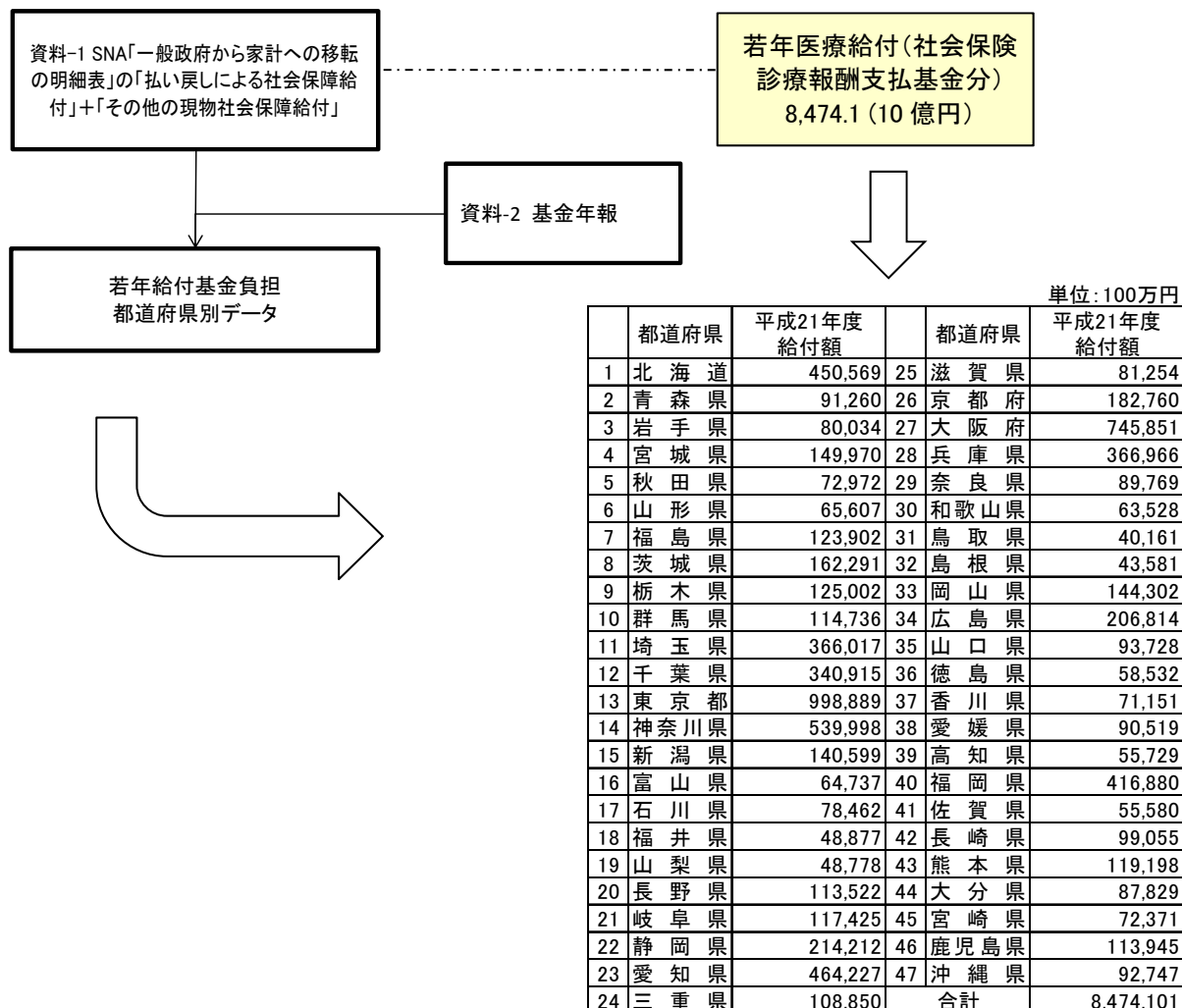
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続） 支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

②推計方法

- ・ 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

(1)給付

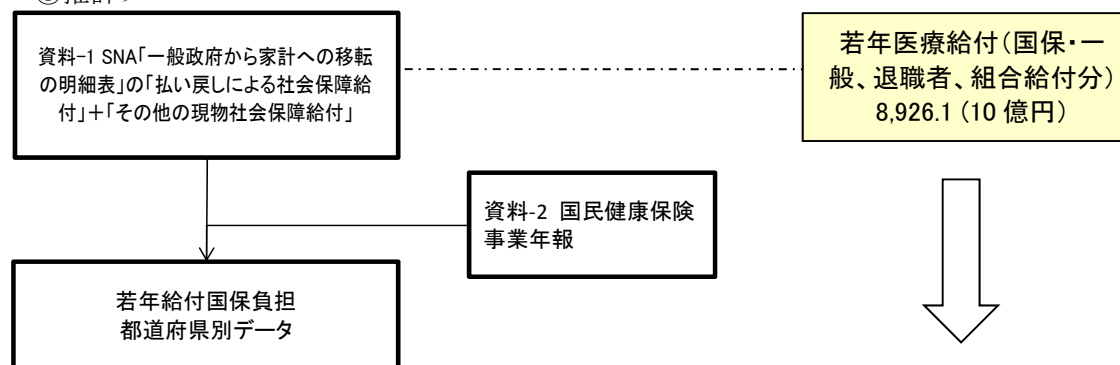
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

②推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 給付額		都道府県	平成21年度 給付額
1	北海道	431,778	25	滋賀県	80,885
2	青森県	110,593	26	京都府	173,614
3	岩手県	95,282	27	大阪府	687,290
4	宮城県	154,088	28	兵庫県	389,467
5	秋田県	82,858	29	奈良県	94,985
6	山形県	78,917	30	和歌山県	84,511
7	福島県	139,501	31	鳥取県	40,846
8	茨城県	197,197	32	島根県	52,348
9	栃木県	132,654	33	岡山県	137,176
10	群馬県	139,607	34	広島県	213,991
11	埼玉県	466,829	35	山口県	114,406
12	千葉県	402,583	36	徳島県	56,948
13	東京都	867,409	37	香川県	75,028
14	神奈川県	568,243	38	愛媛県	112,012
15	新潟県	157,832	39	高知県	65,593
16	富山県	68,016	40	福岡県	371,126
17	石川県	82,261	41	佐賀県	67,676
18	福井県	51,598	42	長崎県	130,544
19	山梨県	61,153	43	熊本県	148,491
20	長野県	135,636	44	大分県	94,730
21	岐阜県	146,063	45	宮崎県	93,917
22	静岡県	250,069	46	鹿児島県	141,384
23	愛知県	450,066	47	沖縄県	105,630
24	三重県	123,269		合計	8,926,100

2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

(1)給付

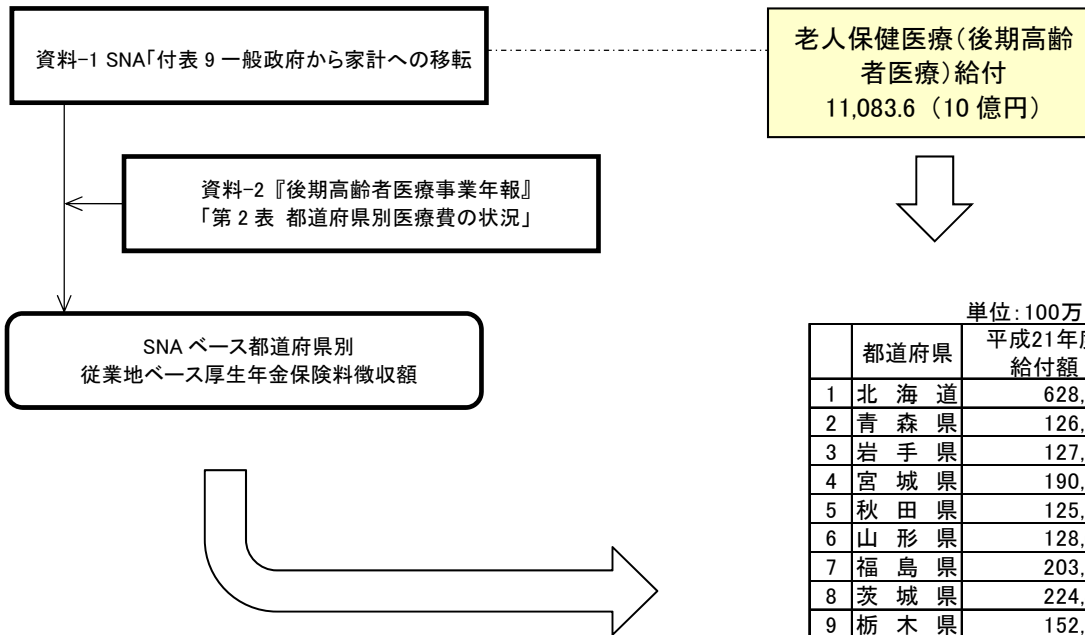
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1)医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

②推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 給付額
1	北海道	628,333
2	青森県	126,582
3	岩手県	127,436
4	宮城県	190,857
5	秋田県	125,676
6	山形県	128,056
7	福島県	203,935
8	茨城県	224,474
9	栃木県	152,767
10	群馬県	170,890
11	埼玉県	412,962
12	千葉県	366,976
13	東京都	893,256
14	神奈川県	548,083
15	新潟県	219,793
16	富山県	113,783
17	石川県	122,541
18	福井県	84,029
19	山梨県	79,583
20	長野県	210,784
21	岐阜県	178,810
22	静岡県	291,311
23	愛知県	532,755
24	三重県	153,957
25	滋賀県	109,120
26	京都府	245,348
27	大阪府	729,007
28	兵庫県	491,809
29	奈良県	120,232
30	和歌山県	111,097
31	鳥取県	64,206
32	島根県	90,507
33	岡山県	207,089
34	広島県	312,084
35	山口県	186,370
36	徳島県	94,911
37	香川県	112,393
38	愛媛県	161,043
39	高知県	113,357
40	福岡県	548,942
41	佐賀県	99,474
42	長崎県	180,381
43	熊本県	220,736
44	大分県	146,200
45	宮崎県	121,986
46	鹿児島県	228,389
47	沖縄県	101,289
	合計	11,083,599

2.2.11 介護

(1)負担

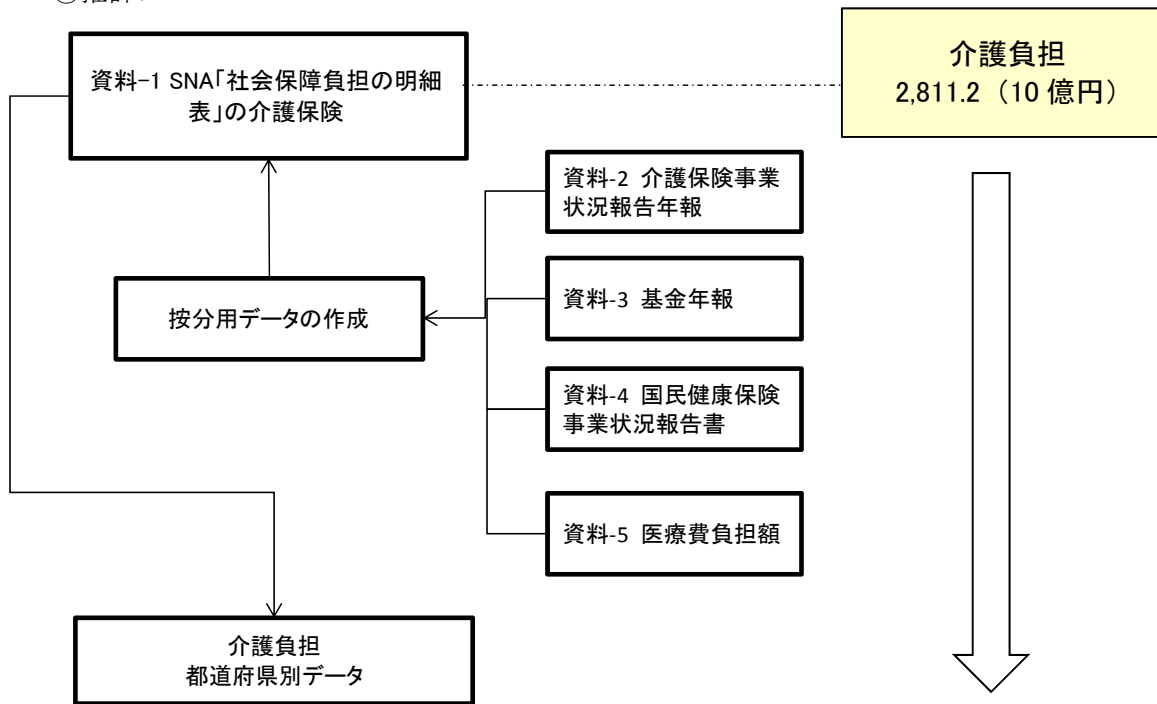
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計（第 1 号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B 表 介護納付金（第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

②推計方法

- ・ 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額（資料-2）と第 2 号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・ 資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成21年度 負担額		都道府県	平成21年度 負担額
1	北海道	109,255	25	滋賀県	26,808
2	青森県	30,519	26	京都府	54,791
3	岩手県	26,916	27	大阪府	214,040
4	宮城県	45,307	28	兵庫県	113,067
5	秋田県	24,522	29	奈良県	25,087
6	山形県	25,317	30	和歌山県	21,684
7	福島県	39,162	31	鳥取県	13,428
8	茨城県	54,554	32	島根県	16,845
9	栃木県	37,754	33	岡山県	43,551
10	群馬県	40,819	34	広島県	65,147
11	埼玉県	115,868	35	山口県	32,315
12	千葉県	99,192	36	徳島県	18,007
13	東京都	464,984	37	香川県	22,294
14	神奈川県	165,350	38	愛媛県	32,487
15	新潟県	55,647	39	高知県	16,722
16	富山県	27,755	40	福岡県	104,126
17	石川県	27,468	41	佐賀県	17,964
18	福井県	18,249	42	長崎県	31,267
19	山梨県	17,423	43	熊本県	37,558
20	長野県	47,911	44	大分県	24,795
21	岐阜県	42,609	45	宮崎県	23,189
22	静岡県	83,376	46	鹿児島県	34,279
23	愛知県	159,745	47	沖縄県	23,365
24	三重県	38,683		合計	2,811,201

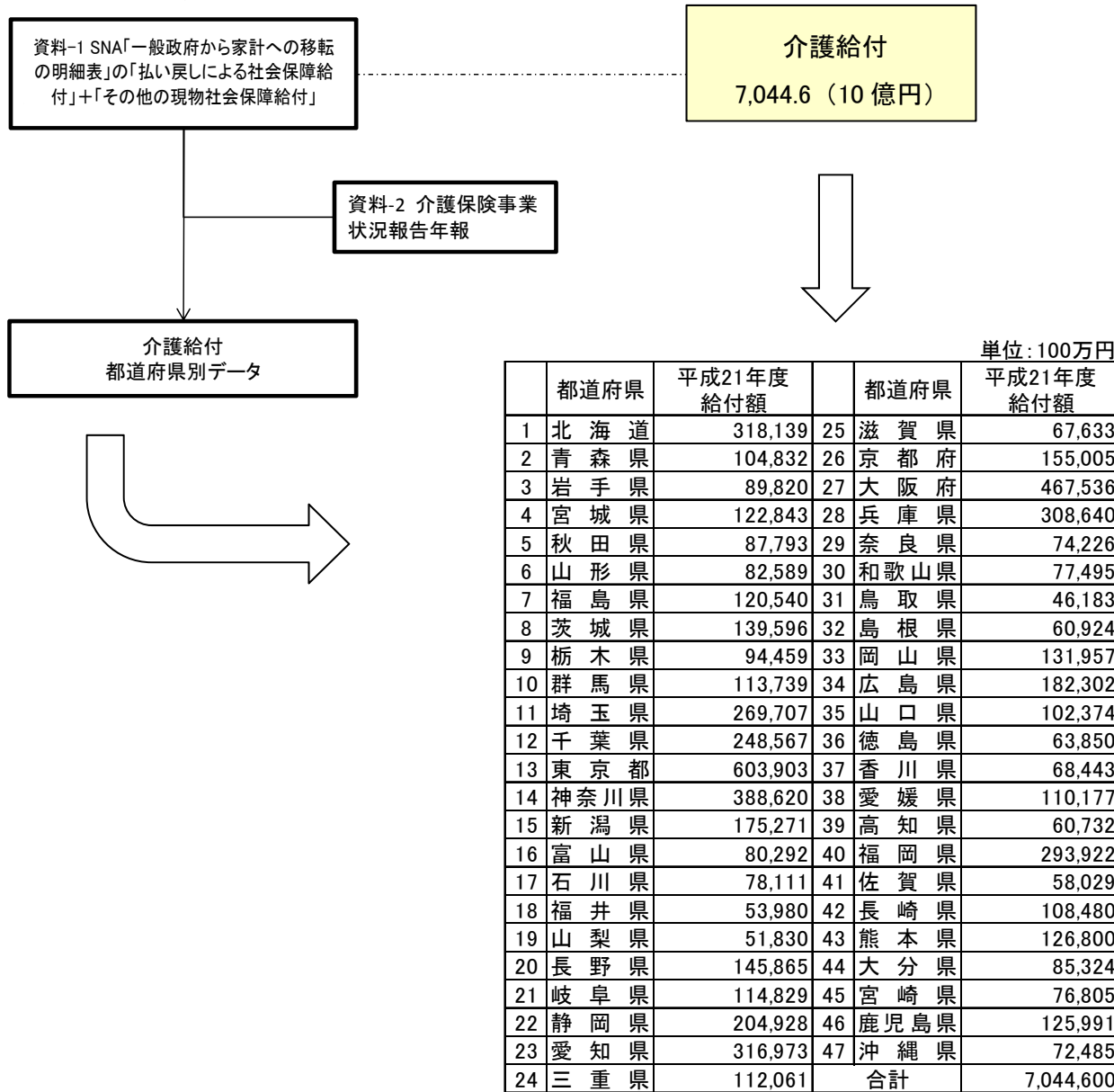
(2)給付

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）---第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



2.3 税金部門

2.3.1 所得税

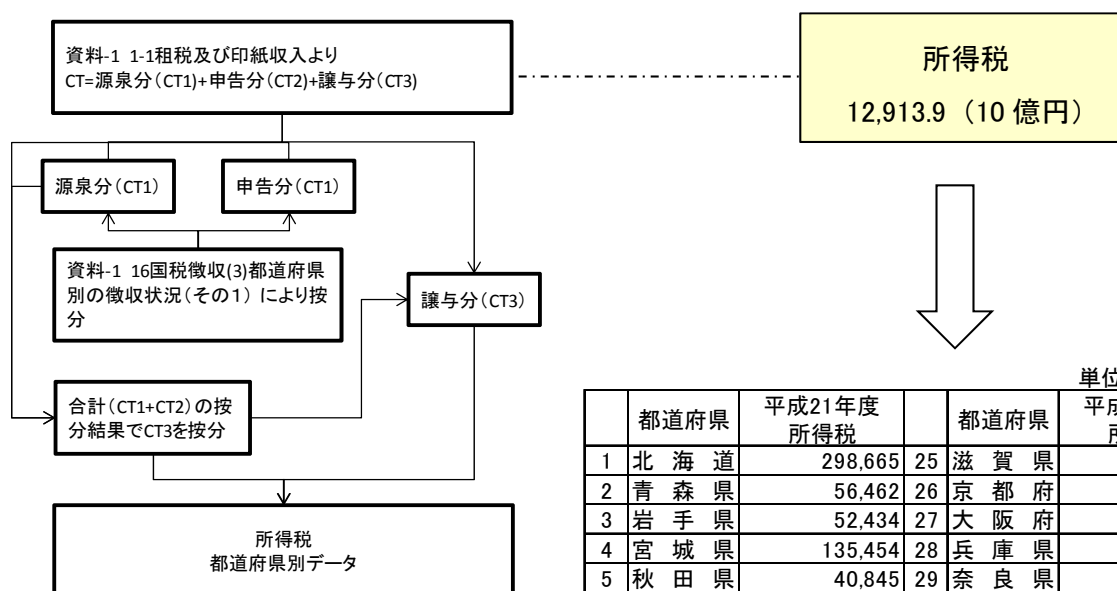
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1の1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与税）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成21年度 所得税		都道府県	平成21年度 所得税
1	北海道	298,665	25	滋賀県	71,720
2	青森県	56,462	26	京都府	225,546
3	岩手県	52,434	27	大阪府	1,143,937
4	宮城県	135,454	28	兵庫県	382,557
5	秋田県	40,845	29	奈良県	66,252
6	山形県	50,025	30	和歌山県	51,700
7	福島県	88,925	31	鳥取県	24,297
8	茨城県	160,823	32	島根県	31,764
9	栃木県	115,983	33	岡山県	109,235
10	群馬県	117,019	34	広島県	206,691
11	埼玉県	409,659	35	山口県	81,922
12	千葉県	342,943	36	徳島県	42,770
13	東京都	5,134,752	37	香川県	63,182
14	神奈川県	727,037	38	愛媛県	81,172
15	新潟県	120,528	39	高知県	36,794
16	富山県	71,069	40	福岡県	363,380
17	石川県	79,183	41	佐賀県	37,658
18	福井県	48,261	42	長崎県	65,264
19	山梨県	48,743	43	熊本県	82,745
20	長野県	115,886	44	大分県	54,424
21	岐阜県	123,244	45	宮崎県	55,426
22	静岡県	270,462	46	鹿児島県	74,180
23	愛知県	783,662	47	沖縄県	64,343
24	三重県	104,866		合計	12,913,889

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

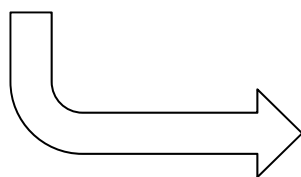
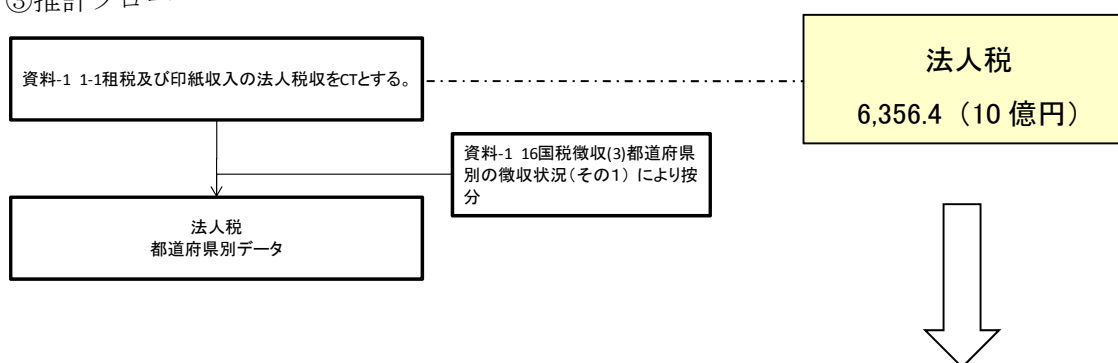
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

②推計方法

- ・法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 法人税		都道府県	平成21年度 法人税
1	北海道	112,993	25	滋賀県	39,343
2	青森県	16,813	26	京都府	144,051
3	岩手県	14,720	27	大阪府	644,345
4	宮城県	36,778	28	兵庫県	163,231
5	秋田県	11,010	29	奈良県	15,967
6	山形県	14,833	30	和歌山県	16,730
7	福島県	31,053	31	鳥取県	7,105
8	茨城県	54,079	32	島根県	11,630
9	栃木県	31,625	33	岡山県	53,019
10	群馬県	69,565	34	広島県	102,293
11	埼玉県	122,630	35	山口県	53,312
12	千葉県	115,263	36	徳島県	13,779
13	東京都	3,100,089	37	香川県	32,895
14	神奈川県	201,104	38	愛媛県	62,766
15	新潟県	54,554	39	高知県	9,946
16	富山県	31,925	40	福岡県	141,468
17	石川県	23,539	41	佐賀県	18,077
18	福井県	20,270	42	長崎県	25,647
19	山梨県	16,935	43	熊本県	26,619
20	長野県	39,310	44	大分県	25,373
21	岐阜県	45,242	45	宮崎県	15,799
22	静岡県	100,157	46	鹿児島県	27,095
23	愛知県	374,292	47	沖縄県	32,555
24	三重県	34,585		合計	6,356,409

2.3.3 消費税

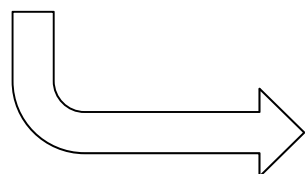
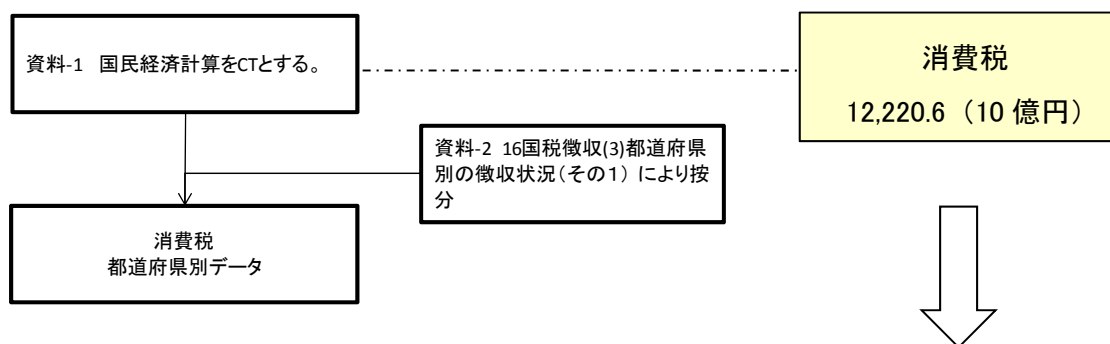
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 消費税		都道府県	平成21年度 消費税
1	北海道	306,775	25	滋賀県	65,955
2	青森県	65,318	26	京都府	193,565
3	岩手県	56,937	27	大阪府	1,177,597
4	宮城県	142,092	28	兵庫県	349,922
5	秋田県	42,754	29	奈良県	46,292
6	山形県	57,716	30	和歌山県	46,093
7	福島県	99,506	31	鳥取県	26,056
8	茨城県	148,018	32	島根県	33,902
9	栃木県	106,489	33	岡山県	121,838
10	群馬県	129,234	34	広島県	217,153
11	埼玉県	321,841	35	山口県	83,928
12	千葉県	278,284	36	徳島県	35,375
13	東京都	4,772,218	37	香川県	71,020
14	神奈川県	551,378	38	愛媛県	89,499
15	新潟県	149,082	39	高知県	34,586
16	富山県	93,505	40	福岡県	349,274
17	石川県	78,984	41	佐賀県	38,424
18	福井県	55,883	42	長崎県	63,095
19	山梨県	42,595	43	熊本県	80,060
20	長野県	123,485	44	大分県	60,585
21	岐阜県	132,686	45	宮崎県	49,020
22	静岡県	244,494	46	鹿児島県	75,230
23	愛知県	753,498	47	沖縄県	57,687
24	三重県	101,672		合計	12,220,600

2.3.4 自動車重量税

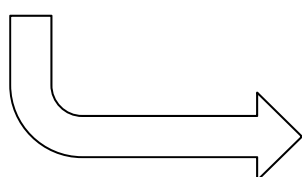
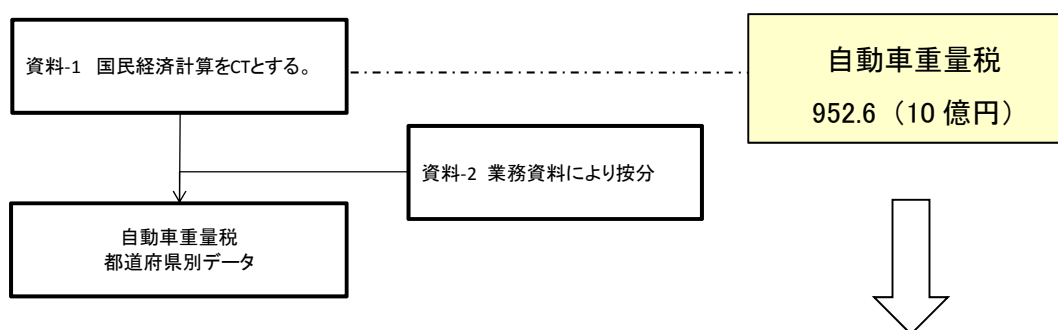
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの

②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 自動車重量税		都道府県	平成21年度 自動車重量税
1	北海道	52,369	25	滋賀県	10,658
2	青森県	12,286	26	京都府	15,985
3	岩手県	11,439	27	大阪府	46,079
4	宮城県	19,733	28	兵庫県	36,522
5	秋田県	9,213	29	奈良県	9,328
6	山形県	10,388	30	和歌山県	7,170
7	福島県	19,071	31	鳥取県	4,281
8	茨城県	29,918	32	島根県	5,483
9	栃木県	23,379	33	岡山県	15,520
10	群馬県	19,868	34	広島県	20,810
11	埼玉県	47,404	35	山口県	10,812
12	千葉県	46,508	36	徳島県	6,651
13	東京都	66,089	37	香川県	8,185
14	神奈川県	55,325	38	愛媛県	10,138
15	新潟県	20,629	39	高知県	5,117
16	富山県	10,605	40	福岡県	36,863
17	石川県	10,494	41	佐賀県	6,089
18	福井県	7,440	42	長崎県	8,342
19	山梨県	7,893	43	熊本県	13,328
20	長野県	20,110	44	大分県	8,772
21	岐阜県	20,157	45	宮崎県	8,750
22	静岡県	33,752	46	鹿児島県	12,039
23	愛知県	66,762	47	沖縄県	8,197
24	三重県	16,647		合計	952,598

2.3.5 輸入関税

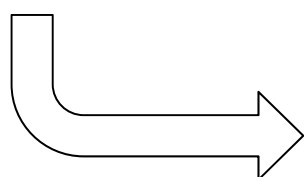
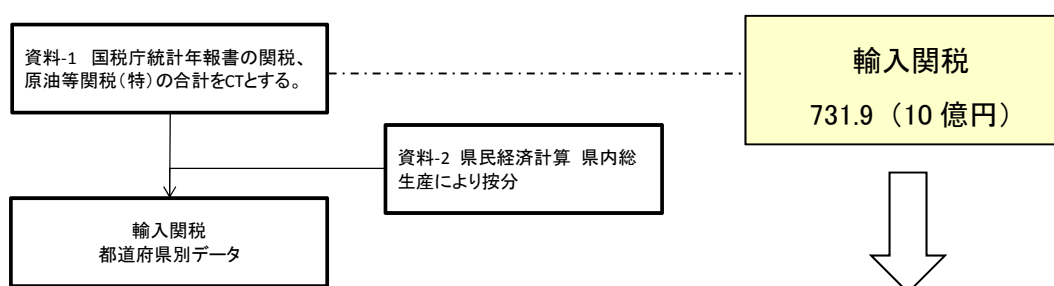
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

②推計方法

- ・ 輸入関得税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する（適切な按分資料がないため）。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 輸入関税		都道府県	平成21年度 輸入関税
1	北海道	26,863	25	滋賀県	8,773
2	青森県	6,488	26	京都府	14,124
3	岩手県	6,803	27	大阪府	53,630
4	宮城県	12,058	28	兵庫県	27,915
5	秋田県	5,881	29	奈良県	5,142
6	山形県	6,045	30	和歌山県	4,409
7	福島県	11,747	31	鳥取県	2,792
8	茨城県	15,140	32	島根県	3,438
9	栃木県	12,068	33	岡山県	10,520
10	群馬県	10,350	34	広島県	16,234
11	埼玉県	30,829	35	山口県	8,104
12	千葉県	28,352	36	徳島県	3,863
13	東京都	128,394	37	香川県	5,212
14	神奈川県	45,313	38	愛媛県	6,757
15	新潟県	12,744	39	高知県	3,073
16	富山県	6,244	40	福岡県	26,184
17	石川県	6,479	41	佐賀県	4,019
18	福井県	4,562	42	長崎県	6,830
19	山梨県	4,216	43	熊本県	8,507
20	長野県	13,191	44	大分県	6,221
21	岐阜県	10,497	45	宮崎県	5,244
22	静岡県	22,038	46	鹿児島県	7,485
23	愛知県	50,711	47	沖縄県	5,580
24	三重県	10,809		合計	731,878

2.3.6 その他（税金）

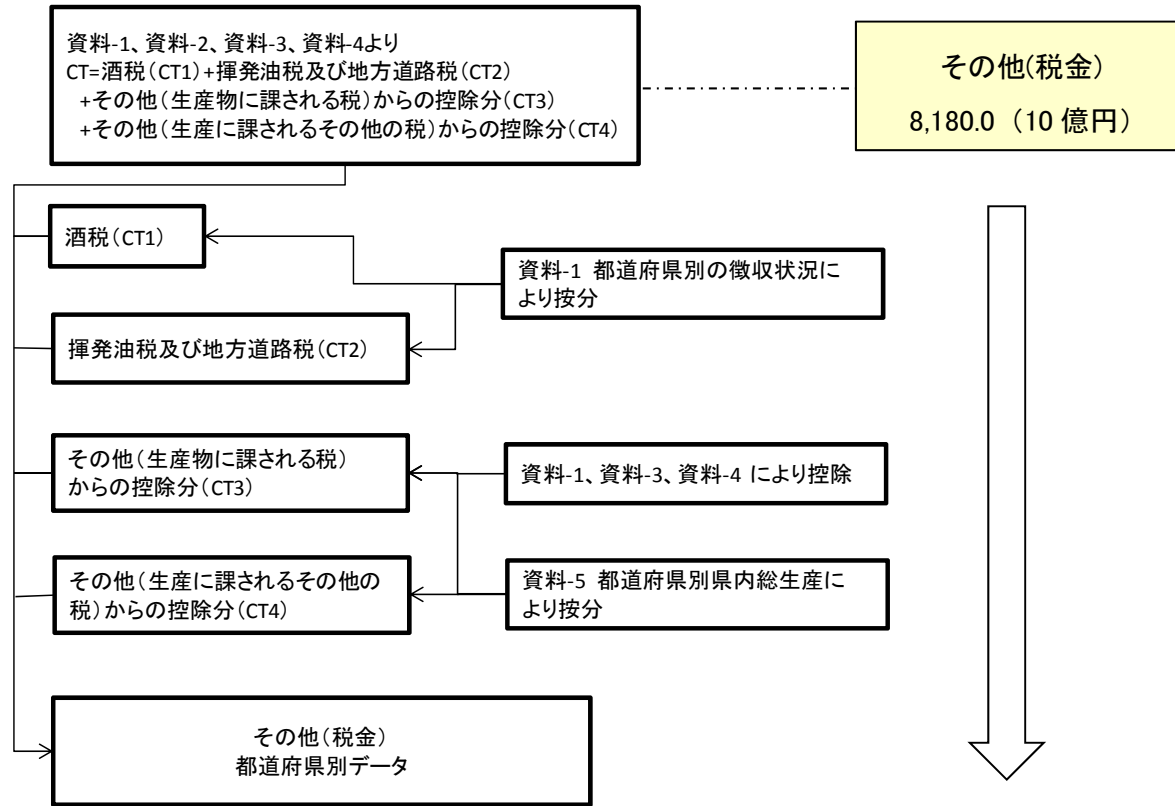
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税（中央政府）と a. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

②推計方法

- ・ その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める税金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・ 酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・ 揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・ その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4の省税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・ その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 その他(税金)		都道府県	平成21年度 その他(税金)
1	北海道	295,320	25	滋賀県	48,169
2	青森県	67,728	26	京都府	112,872
3	岩手県	26,764	27	大阪府	536,811
4	宮城県	205,713	28	兵庫県	234,103
5	秋田県	56,890	29	奈良県	19,787
6	山形県	31,945	30	和歌山県	128,906
7	福島県	102,666	31	鳥取県	10,646
8	茨城県	266,578	32	島根県	13,227
9	栃木県	81,448	33	岡山県	293,098
10	群馬県	79,082	34	広島県	65,429
11	埼玉県	120,600	35	山口県	289,821
12	千葉県	576,220	36	徳島県	15,226
13	東京都	1,524,848	37	香川県	94,952
14	神奈川県	884,434	38	愛媛県	107,779
15	新潟県	121,783	39	高知県	12,641
16	富山県	56,232	40	福岡県	212,255
17	石川県	36,293	41	佐賀県	20,760
18	福井県	17,461	42	長崎県	26,550
19	山梨県	19,722	43	熊本県	47,777
20	長野県	52,777	44	大分県	137,359
21	岐阜県	40,527	45	宮崎県	50,444
22	静岡県	148,418	46	鹿児島県	65,930
23	愛知県	473,761	47	沖縄県	66,952
24	三重県	281,286		合計	8,179,990

2.3.7 個人住民税

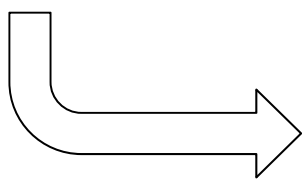
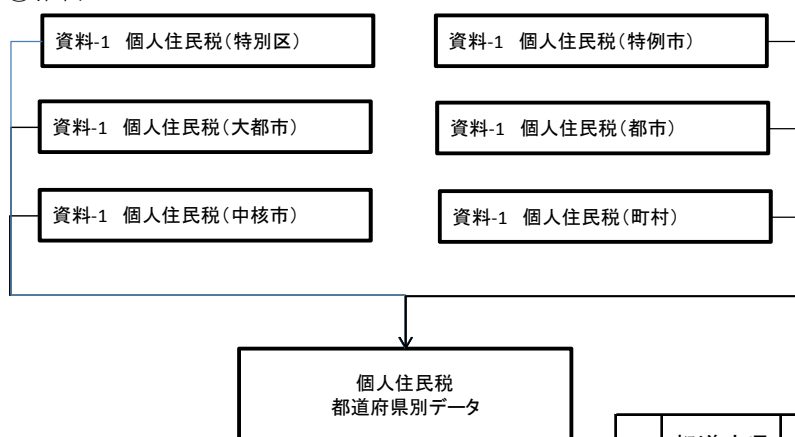
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績(1) 市民税（イ）所得割、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税（ロ）所得割、2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税（ロ）所得割

②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成21年度 個人住民税		都道府県	平成21年度 個人住民税
1	北海道	391,635	25	滋賀県	126,335
2	青森県	78,854	26	京都府	237,369
3	岩手県	79,847	27	大阪府	810,399
4	宮城県	178,198	28	兵庫県	541,614
5	秋田県	61,535	29	奈良県	129,987
6	山形県	73,505	30	和歌山県	71,084
7	福島県	135,408	31	鳥取県	37,645
8	茨城県	253,892	32	島根県	46,438
9	栃木県	171,428	33	岡山県	154,036
10	群馬県	163,422	34	広島県	256,455
11	埼玉県	741,497	35	山口県	113,480
12	千葉県	670,610	36	徳島県	55,231
13	東京都	2,034,018	37	香川県	79,950
14	神奈川県	1,144,275	38	愛媛県	97,569
15	新潟県	171,096	39	高知県	48,337
16	富山県	93,247	40	福岡県	397,460
17	石川県	98,092	41	佐賀県	53,981
18	福井県	66,514	42	長崎県	89,580
19	山梨県	68,270	43	熊本県	113,664
20	長野県	169,400	44	大分県	78,861
21	岐阜県	177,700	45	宮崎県	66,069
22	静岡県	368,177	46	鹿児島県	100,189
23	愛知県	834,428	47	沖縄県	71,821
24	三重県	166,113		合計	12,168,715

2.3.8 法人住民税

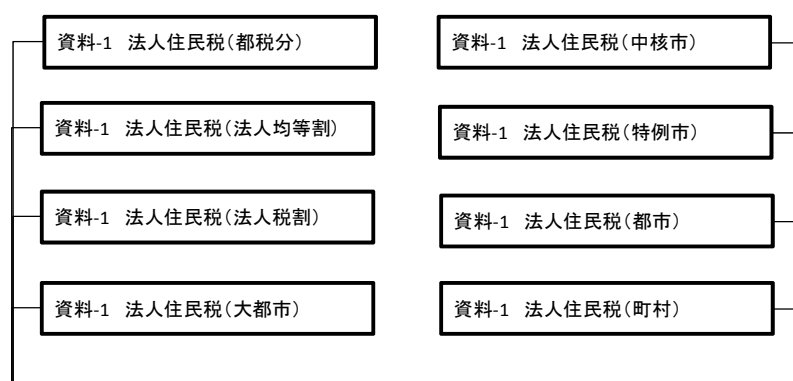
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割

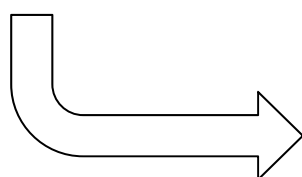
②推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位: 100万円

	都道府県	平成21年度 法人住民税		都道府県	平成21年度 法人住民税
1	北海道	71,849	25	滋賀県	20,213
2	青森県	13,728	26	京都府	56,613
3	岩手県	13,783	27	大阪府	220,069
4	宮城県	39,944	28	兵庫県	86,118
5	秋田県	10,809	29	奈良県	11,690
6	山形県	11,912	30	和歌山県	12,809
7	福島県	23,145	31	鳥取県	6,681
8	茨城県	47,507	32	島根県	7,997
9	栃木県	32,904	33	岡山県	32,280
10	群馬県	29,750	34	広島県	53,856
11	埼玉県	89,684	35	山口県	22,306
12	千葉県	80,311	36	徳島県	10,710
13	東京都	708,515	37	香川県	21,410
14	神奈川県	137,931	38	愛媛県	23,125
15	新潟県	34,473	39	高知県	7,979
16	富山県	16,307	40	福岡県	87,366
17	石川県	18,653	41	佐賀県	10,549
18	福井県	12,380	42	長崎県	16,448
19	山梨県	10,226	43	熊本県	19,441
20	長野県	27,103	44	大分県	15,279
21	岐阜県	26,123	45	宮崎県	12,018
22	静岡県	55,138	46	鹿児島県	16,902
23	愛知県	140,851	47	沖縄県	14,100
24	三重県	23,068		合計	2,462,053

2.3.9 その他の経常税（非法人）

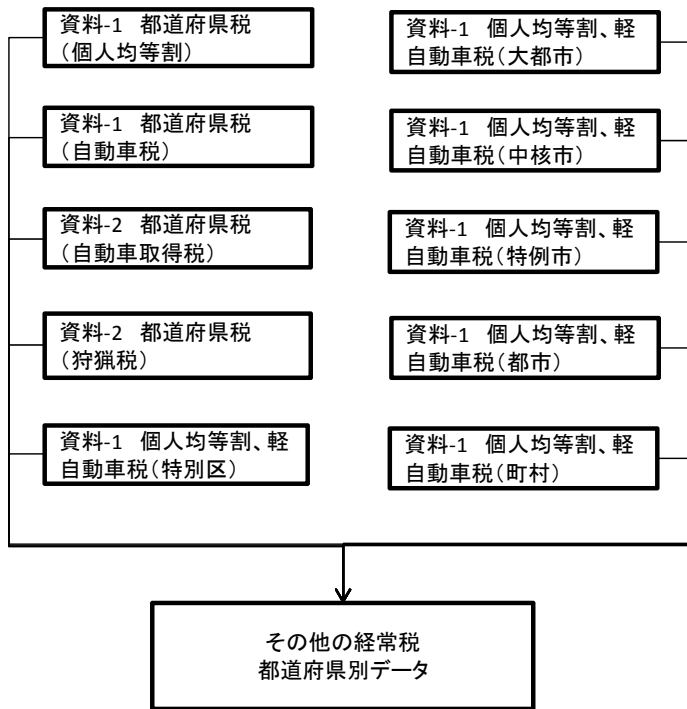
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税

②推計方法

- その他の経常税（非法人）は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成21年度 その他の 経常税		都道府県	平成21年度 その他の 経常税
1	北海道	59,578	25	滋賀県	15,410
2	青森県	13,959	26	京都府	22,135
3	岩手県	14,961	27	大阪府	67,929
4	宮城県	24,760	28	兵庫県	52,608
5	秋田県	12,108	29	奈良県	13,464
6	山形県	13,688	30	和歌山県	10,137
7	福島県	24,159	31	鳥取県	6,147
8	茨城県	39,146	32	島根県	7,450
9	栃木県	27,095	33	岡山県	21,468
10	群馬県	26,465	34	広島県	28,875
11	埼玉県	69,537	35	山口県	15,547
12	千葉県	60,006	36	徳島県	8,431
13	東京都	99,138	37	香川県	10,870
14	神奈川県	81,529	38	愛媛県	13,924
15	新潟県	26,581	39	高知県	7,297
16	富山県	13,736	40	福岡県	48,812
17	石川県	13,968	41	佐賀県	8,711
18	福井県	9,668	42	長崎県	12,063
19	山梨県	10,445	43	熊本県	18,103
20	長野県	26,845	44	大分県	12,121
21	岐阜県	25,826	45	宮崎県	11,506
22	静岡県	45,456	46	鹿児島県	15,935
23	愛知県	90,558	47	沖縄県	10,898
24	三重県	22,270		合計	1,291,323

2.3.10 生産物に課される税（その他）

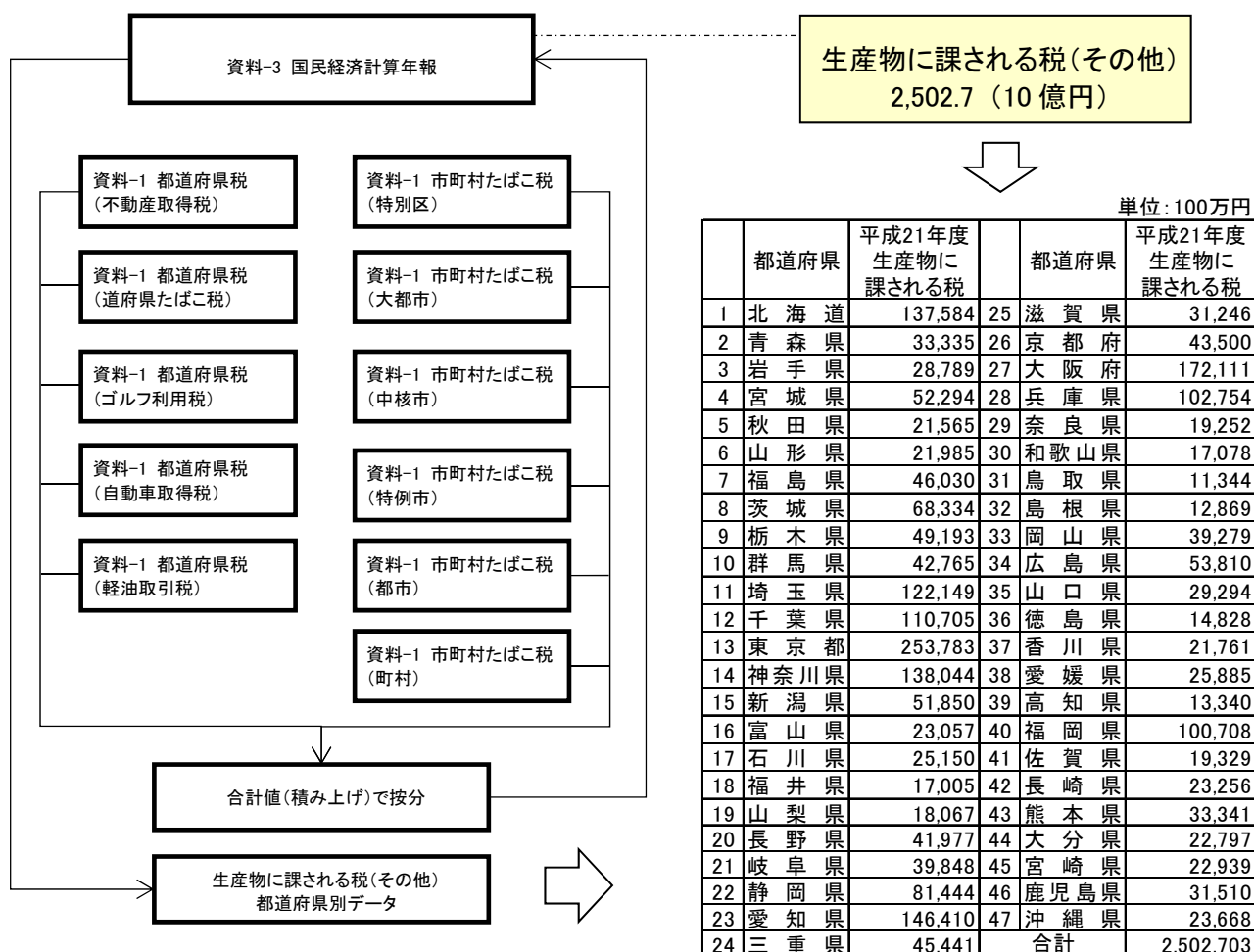
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ---2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省） ---都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府） ---付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税 c.その他「地方政府」の値

②推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3 の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③推計フロー



2.3.11 生産に課されるその他の税

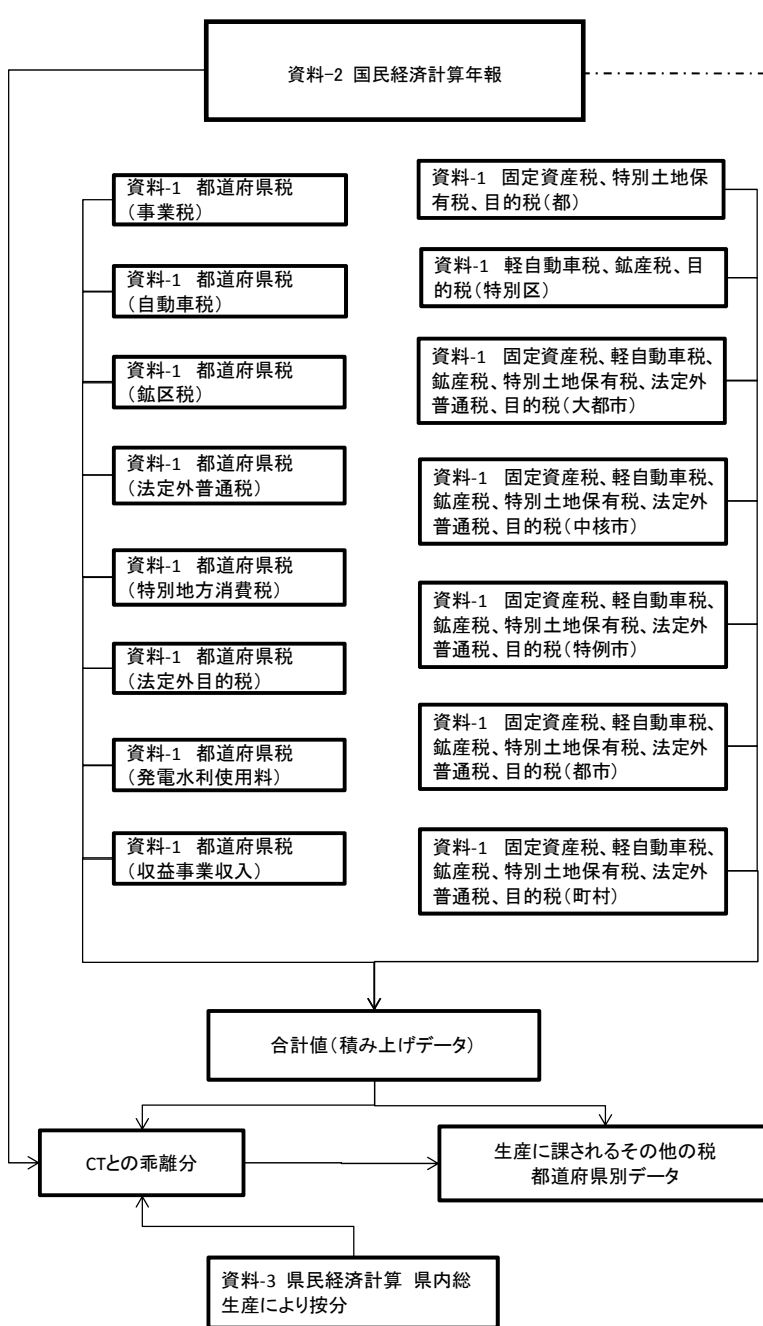
①使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税, 自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より 発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より 収益事業収入、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より 都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税(特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

②推計方法

- ・ 生産に課される税（その他）は、生産に課されるその他の税＝都道府県税（事業税+自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- ・ 資料-2の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

③推計フロー



生産に課されるその他の税
14,835.3 (10 億円)



単位:100万円

	都道府県	平成21年度 生産に課される その他の税
1	北海道	499,790
2	青森県	121,229
3	岩手県	105,706
4	宮城県	243,740
5	秋田県	85,442
6	山形県	98,721
7	福島県	220,773
8	茨城県	313,311
9	栃木県	231,667
10	群馬県	216,436
11	埼玉県	689,594
12	千葉県	619,793
13	東京都	2,579,500
14	神奈川県	1,083,282
15	新潟県	250,455
16	富山県	123,789
17	石川県	132,910
18	福井県	105,176
19	山梨県	89,081
20	長野県	220,882
21	岐阜県	218,824
22	静岡県	472,601
23	愛知県	994,502
24	三重県	205,584
25	滋賀県	147,413
26	京都府	303,247
27	大阪府	1,154,845
28	兵庫県	632,448
29	奈良県	107,276
30	和歌山県	94,297
31	鳥取県	50,156
32	島根県	63,041
33	岡山県	209,236
34	広島県	331,293
35	山口県	153,384
36	徳島県	77,992
37	香川県	97,887
38	愛媛県	134,070
39	高知県	60,851
40	福岡県	522,536
41	佐賀県	77,072
42	長崎県	110,970
43	熊本県	141,376
44	大分県	114,767
45	宮崎県	92,222
46	鹿児島県	134,313
47	沖縄県	101,823
	合計	14,835,303

2.4 県民経済計算

(1) 1996～2009年

①系列名

実質・名目移出、実質・名目移入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目在庫純増、実質・名目その他の最終需要就業者数、雇用人報酬、名目政府消費、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----3.県民所得、4.県内総生産（支出側、名目）、5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6.県民雇用人報酬、12.県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8.一般政府の目的別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストック

③推計方法

- ・ 基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、実質移出、実質移入、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・ 実質移出、実質移入は、愛知県のみ実質値が公表されていない。そこで、公表されている名目値を、他の46都道府県のインプリシットデフレーター（名目値/実質値）の算術平均で実質化したものを推計値とする。
- ・ 固定資本減耗（政府）は、『国民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料 推計方法
実質移出	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 財貨・サービスの移出。愛知県は実質値が公表されていないので、公表されている名目値を他の46都道府県のインプリシットデフレーターの算術平均値で実質化したものを推計値とする。
実質移入	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 財貨・サービスの移入。愛知県は実質値が公表されていないので、公表されている名目値を他の47都道府県のインプリシットデフレーターの算術平均値で実質化したものを推計値とする。
都道府県実質GDP	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 県内総生産 =実質民間企業設備+実質民間住宅+実質公的資本形成+実質政府消費+実質民間消費+その他の最終需要+実質移出-実質移入(※在庫純増が明示的に含んでいないことに注意。在庫純増は、「その他の最終需要」に含んでいる。
実質GDP	=都道府県実質GDPの合計=地域GDPの合計
実質民間企業設備	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間企業設備。

系列名	推計資料 推計方法
実質民間住宅	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間住宅。
実質公的資本形成	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 公的総固定資本形成。
実質政府消費	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 政府最終消費支出。
実質民間消費	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間最終消費支出。
実質在庫純増	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 在庫品増加。
実質その他の最終需要	=都道府県実質GDP-実質民間企業設備-実質民間住宅-実質公的資本形成-実質政府消費-実質移出+実質移入-実質民間消費。
実質統計上の不突合	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 統計上の不突合。
名目移出	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 財貨・サービスの移出。
名目移入	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 財貨・サービスの移入。
都道府県名目GDP	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 県内総生産。
名目GDP	=都道府県名目GDPの合計=地域GDPの合計
名目民間企業設備	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 民間企業設備。
名目民間住宅	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 民間住宅。
名目公的資本形成	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 公的総固定資本形成。
名目公的資本形成 (うち一般政府)	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 公的総固定資本形成(うち一般政府)。
名目政府消費	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 政府最終消費支出。
名目民間消費	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 民間最終消費支出。
名目在庫純増	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 在庫品増加。
名目その他の最終需要	=都道府県名目GDP-名目民間企業設備-名目民間住宅-名目公的資本形成-名目政府消費-実質移出+実質移入-実質民間消費。
名目統計上の不突合	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 統計上の不突合。
就業者数	県民経済計算 12.県内就業者数。
雇用者報酬	県民経済計算 6.県民雇用者報酬。
財産所得(家計)	県民経済計算 3.県民所得 家計。
固定資本減耗	CTを国民経済計算の付表8. 一般政府の目的別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する。

(2) 1980～1995年

①系列名

実質・名目移出、実質・名目移入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目在庫純増、実質・名目その他の最終需要就業者数、雇用者報酬、名目政府消費、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----平成8ー平成20年度（93SNA 平成12年基準）
- ・資料-2 『旧基準係数』（内閣府）----平成2ー平成15年度（93SNA 平成7年基準）
- ・資料-3 『旧基準係数』（内閣府）----昭和50ー平成11年度（68SNA 平成2年基準）

③推計方法

- ・ 遡及推計にあたり、まず各系列の96-08年（93SNA 平成12年基準）、90-03年（93SNA 平成7年基準）、80-99年（68SNA 平成2年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- ・ 93SNA 平成7年基準のデータを93SNA 平成12年基準に変換して90-95年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03年までの乖離係数（93SNA 平成12年基準／93SNA 平成7年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に93SNA 平成7年基準のデータを乗じて93SNA 平成12年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- ・ 68SNA 平成2年基準のデータを93SNA 平成12年基準に変換して80-89年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99年までの乖離係数（93SNA 平成12年基準／68SNA 平成2年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に68SNA 平成2年基準のデータを乗じて93SNA 平成12年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

2.5 都道府県別の民間企業資本ストック

2.5.1 推計方法

(1) 本推計の概要

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、平成12年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、平成13年度以降は、内閣府が公表した「民間企業資本ストック年報」の新設投資額に整合するように都道府県別の新設投資額を過去の新設投資額から各種の関連統計に基づいて延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

(2) 都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

【民間企業資本ストックの範囲】

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

- ・ 農林水産業
- ・ 鉱業
- ・ 建設業
- ・ 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属²、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他³）
- ・ 卸売・小売業
- ・ 金融・保険業
- ・ 不動産業
- ・ 運輸・通信業
- ・ 電気・ガス・水道業
- ・ サービス業

なお、都道府県別合計値が内閣府「民間企業資本ストック」（進捗ベース）の全国値に合うように調整した。

【推計資料】

- ・ 新設投資額の一次推計については、以下のとおり作成した按分指標に基づいて都道府県別値を推計した。
- ・ 平成20年以降、工業統計の産業分類が変更となったため、SNAの産業分類うちの「一般機械」、「精密機械」を合算したものが工業統計の「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」に相当するとみなし、伸び率を計算した。

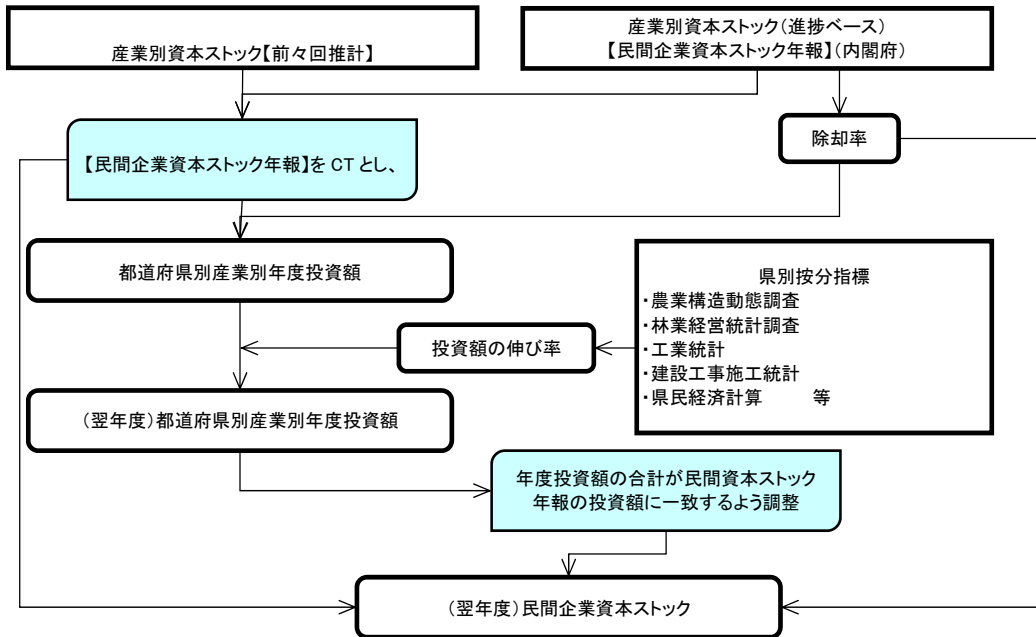
² 民間企業資本ストック年報の「鉄鋼」、「非鉄金属」を合算。

³ 民間企業資本ストック年報の「印刷・出版」、「その他製造業」を合算。

図表2-1 按分指標の計算式と用いる統計資料

	指標計算式	資料名	備考
農業	1 農家当たり固定資本購入 (増資)	農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営) (農林水産省)	元資料は農林業センサス(5年度毎)であるが、直近を左記資料の変化率により延長して補完
	×総農家数	農業構造動態調査 (農林水産省)	
林業	1 林家あたり償却資産	林業経営統計調査 (農林水産省)	
	×総林家数	農林業センサス (農林水産省)	農林業センサスの値で平成17年度以降固定
水産業 (漁家)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査)) (農林水産省)	連続したデータを安定して得ることが困難なため、昨年度同様、全期間1百万円で固定
	×海面漁家数	漁業センサス (農林水産省)	漁船非使用+無動力船+動力10t未満+小型定置
水産業 (企業体)	期首有形固定資産	漁業経営調査報告 (会社経営体調査))	
	×海面企業体数	漁業センサス (農林水産省)	動力10t以上+大型定置
水産業 (内水面 養殖業)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査)) (農林水産省)	漁船漁業3t未満の平均値を利用
	×内水面漁業経営体数	漁業センサス (農林水産省)	
鉱業	都道府県別鉱業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計 (国土交通省)	
製造業	有形固定資産取得額(土地以外のもの)建物及び構築物、機械及び設備、その他の合計額	工業統計 (経済産業省)	
卸売・小売業	都道府県別卸売・小売業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
金融・保険業	都道府県別金融・保険業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
不動産業	都道府県別不動産業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
運輸・通信業	都道府県別運輸・通信業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
電気・ガス・水道業	都道府県別電気・ガス・水道業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
サービス業	都道府県別サービス業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	

(3) 推計フロー



(4) 計算式

●当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{除却率}_{t,i} = 1 - \frac{\text{資本ストック}_{t,i} - \text{投資額}_{t,i}}{\text{資本ストック}_{t-1,i}}$$

●翌年度投資額(平成 13 年度以降)

$$\text{投資額}_{t,i,p} = \text{投資額}_{t,i} (\text{資本ストック年報}) \times \frac{\text{投資額}_{t-1,i,p} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i,p}}{\sum_{\text{都道府県}} \text{投資額}_{t-1,i} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i}}$$

●翌年度資本ストック(平成 13 年度以降)

$$\text{資本ストック}_{t,i,p} = (1 - \text{除却率}_{t,i}) \times \text{資本ストック}_{t-1,i,p} + \text{投資額}_{t,i,p}$$

t: 年度、i: 産業、p: 都道府県

2.6 都道府県別の社会資本ストック

2.6.1 推計方法の概要

(1) 本推計の概要

都道府県別社会資本ストックは、下記の「道路」「港湾」「空港」等の国土基盤分野について、まず新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」を用いて都道府県別に按分し、これらのデータを基に分野ごとに資本ストックを計算して推計する。

前年度調査における社会資本ストックの推計では、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成 17 年度）を更新する形を採っており、平成 15 年度までの再現部については、国土交通省総合政策局総合政策課の平成 16 年度の推計結果と国土交通省国土計画局総合計画局の平成 13 年度及び 14 年度推計のデータ更新したものを、「行政投資実績」の過年度の都道府県別投資比率で、都道府県に按分し、16 年度以降については、国土計画局の推計方針を基に、新たに入手可能なデータについては、入手することにより推計を行っている。

(2) 都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

【社会資本ストックの範囲】

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- ・ 交通分野（道路、港湾、空港）
- ・ 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- ・ 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- ・ 文教分野（社会教育、学校）
- ・ 産業分野（農林漁業、工業用水）

【価格評価】

設備投資及び資本ストックは、平成 12 年基準価格で評価する。

【都道府県別公共投資の把握】

都道府県別社会資本ストックは、上記の国土基盤分野について、新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」で都道府県別に按分して得た都道府県データから計算して推計する。

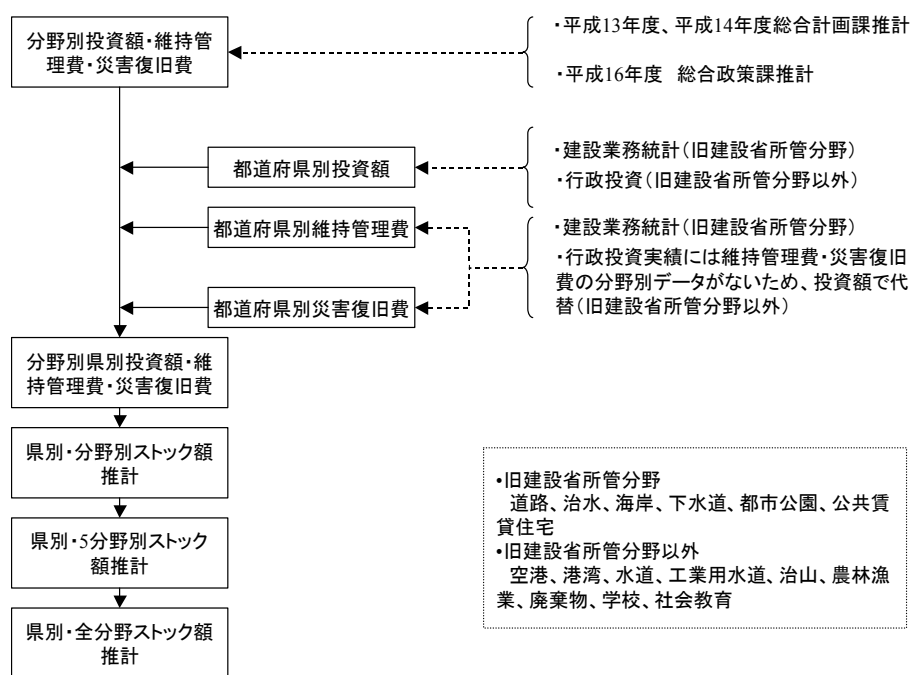
全国値の把握は、後述するように各種統計から行うが、都道府県別への按分は、国土交通省所管分野（港湾・航空を除く）については「建設業務統計」（国土交通省）、それ以外の分野については「行政投資実績」（総務省）の投資額の構成比率を用いる。

なお、「行政投資実績」(総務省)からは、公共部門の設備投資を都道府県別に毎年度横並びで捕捉することができる。しかし、この統計では用地補償費や維持管理費が投資額から分離できない他、たとえば「道路」なら橋梁や舗装等の個別分野に細分化して見るには限界があり、このためこの統計を用いた場合には、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の推計、平成16年度と同総合政策課の推計に比べ精度が落ちることになる。このため、国土交通省所轄分野(港湾・空港を除く)については、「建設業務統計」を採用している。

(3) 推計手順

推計のフローは以下のとおりである。なお、本調査では既存の推計を利用し、データを更新する形で行う。

図表2-2 県別・分野別推計のフロー



(4) 推計式

推計には以下の各式を用いている。

【新設費の推計式】

$$N_t = L_t - R_t - M_t - B_t$$

N_t : 新設費

L_t : 投資余力

(実績値最終年度(今回推計の場合は2008年度)の維持管理費+新設費+更新費+災害復旧費の合計値)

R_t : 更新費

M_t : 維持管理費

B_t : 災害復旧費

t : データの所属する年度

【更新費の推計式】

$$R_t = N_{t-n} + R_{t-n}$$

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

【維持管理費の推計式】

各資本分野の当期の該当する維持管理費の合計。ただし、治山は治水のストック額に対する維持管理費の割合を当てはめて推計。また、農林水は新設費に一定割合を乗じて推計(参考資料の分野別推計の方法を参照)。

【災害復旧費の推計式】

各資本分野で、災害復旧費を過去の実績値の平均値で求めている場合と、災害復旧費が小額のため想定していない場合ことがある。各分野の取り扱いについては参考資料の分野別推計の方法を参照のこと。

【ストック額の推計式】

$$K_t = K_{t-1} + N_t + R_t + B_{\frac{t-n}{2}} - (N_{t-n} + R_{t-n} + B_{t-n})$$

K_t : 当年度のストック額

N_t : 当年度の新設費

R_t : 当年度の更新費

$B_{\frac{t-n}{2}}$: 耐用年数の半分の年数が経過した際に災害復旧が生じたと仮定し、その差分を調整するための項

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

B_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の災害復旧費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

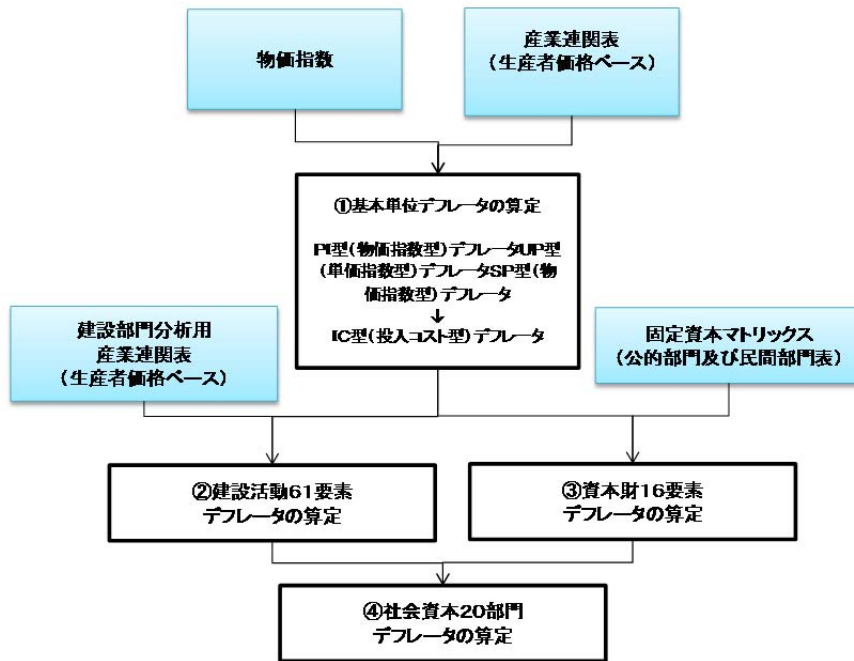
(5) デフレーター

新設費・更新費・災害普及費の実質化に用いるデフレーターの推計方法は、「日本の社会資本」に掲載されている手法に従う。

なお、平成15年度までのデフレーターについては、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成17年度）と同様に、内閣府発行の「日本の社会資本」の推計で用いられている数値をそのまま採用する。

なお、延長推計する16年度以降だけでなく、過去の系列についても一部見直しを行っている。

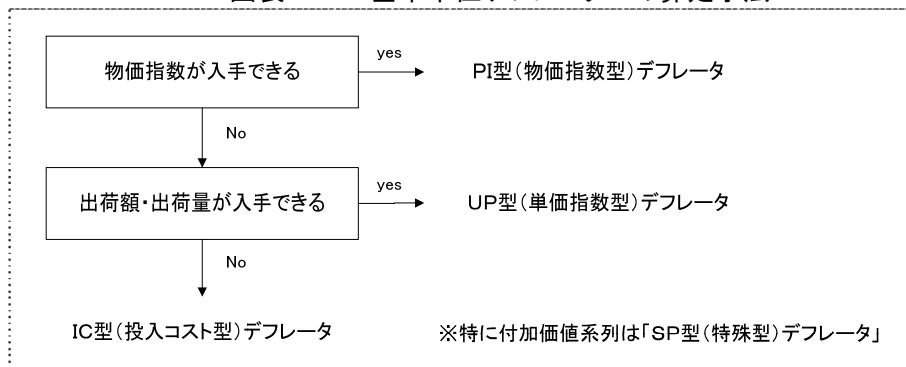
図表2-3 デフレーター算定の流れ



【基本単位デフレーターの算定】

基本単位デフレーターは、その財の特徴や既存物価統計の有無等に応じ、物価指数型（PI型）、単価指数型（UP型）、投入コスト型（IC型）及び特殊型（SP型）の4種類の中のいずれかによって、1次統計資料から算定する。

図表2-4 基本単位デフレーターの算定手法



基本単位デフレーター算定に必要なデータは以下の通りである。

図表2-5 デフレーター推計に用いる1次統計資料

	出典	暦年 公表	年度 公表	備考
農業物価統計 (API)	農林水産省統計情報部	◎		平成8年から暦年。当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
消費者物価指数統計年報 (CPI)	総務省統計局	◎	◎	平成22年基準接続指数の年度平均値を利用。平成12年基準変換のために、平成12暦年平均値を適用。
The NUCLEAR Review	米 TRADE TECH 社	—	—	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。ただし、平成16年度以降は、燃料棒がIC型に変更したため、使用していない。
企業物価指数 (CGPI) 輸入物価指数 輸出物価指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。(税込値) なお、企業物価指数 (CGPI) は2006年度まで2000年基準値、2007年度以降は2005年基準値における対前年度比を用いて延長する。
東京都区部一般汚水使用料	東京都下水道局広報係	—	—	実績ベース (月次) 4月から翌年3月までの平均。
機械統計年報	経済産業省経済産業政策局	◎	◎	時系列データは年度ベースのデータを適用。平成12年基準変換のために、平成12暦年データを適用。
経済統計年報	日本銀行調査統計局			
国内銀行貸付金利			◎	
1年物定期預金			◎	
全国証券取引売買		◎		
全国手形交換		◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
工業統計表	経済産業省経済産業政策局	◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
電通広告年鑑	(株)電通		◎	
交通関連統計資料集 (旧「陸運統計要覧」等から統合)	国土交通省		◎	当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。

各算定方法は以下の通りである。

- PI型(物価指数型)デフレーターの算定…………… 得られたデータをそのまま採用。
- UP型(単価指数型)デフレーターの算定…………… 出荷量と出荷額から単位量あたりの価格を算定し、指数化。
- IC型(投入コスト型)デフレーターの算定

投入コスト型デフレーターは、単位生産当たりの投入コストの変化を当該財の価格の変化とみなすもので、名目生産者価格ベースの産業連関表の投入額をウェイトとして計算する。具体的には、投入額が上位 10 品目以内かつ投入係数が 1%以上の投入要素（中間財、労働サービス、資本サービス）について、下式のように推計する。

【基本パターン】の計算

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

【投入品目に未知の IC型デフレーターを含むパターン】の計算

$$\begin{bmatrix} D_1 \\ D_2 \\ \dots \\ D_n \end{bmatrix} = \left[I - \begin{bmatrix} b_{1,1} & b_{1,2} & \dots & b_{1,n} \\ b_{2,1} & b_{2,2} & \dots & b_{2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n,1} & b_{n,2} & \dots & b_{n,n} \end{bmatrix} \right]^{-1} \begin{bmatrix} b_{n+1,1} & b_{n+1,2} & \dots & b_{n+1,n} \\ b_{n+2,1} & b_{n+2,2} & \dots & b_{n+2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n+m,1} & b_{n+m,2} & \dots & b_{n+m,n} \end{bmatrix}^{-1} \begin{bmatrix} d_1 \\ d_2 \\ \dots \\ d_m \end{bmatrix}$$

ただし、 $b_{i,j} = \frac{a_{i,j}}{\sum_{k=1}^{m+n} a_{k,j}}$

- D_i : デフレーター未知である*i*財のデフレーター
- d_i : デフレーター既知である*i*財のデフレーター
- a_{ij} : *j*部門の*i*財の投入係数

【SP型デフレーターの算定】

図表2-6 SP型デフレーターの算定方法

SP型基本単位デフレーター	算定方法
公的金融（帰属利子）	全国銀行貸付金利、1年物定期預金、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（帰属利子）	
公的金融（手数料）	全国証券取引売買、全国手形交換、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（手数料）	
賃金・俸給	単位労働者の単位時間あたりの現金給与額 ＝現金給与総額指数／総実労働時間指数
社会保険料	
その他の給与及び手当	
営業余剰	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
資本減耗引当	木造住宅、非木造非住宅、鉱山・土木建設機械、運搬機械、その他の自動車、その他の機械・同部品、理化学機械デフレーターの合成
間接税	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
経常補助金	

【建設活動61要素デフレーター及び資本財16要素デフレーターの算定】

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

d_i ：基本単位デフレーター（ $i=1 \sim 179$ 建設活動、 $i=1 \sim 68$ ：資本財）

$a_{i,j}$ ：建設活動jに対する品目iの投入係数（ $j=1 \sim 61$ ：建設活動）

資本財jに対する品目iの投入係数（ $j=1 \sim 16$ ：資本財）

D_j ：建設活動jのデフレーターまたは資本財jのデフレーター

【20部門デフレーターの算定】

建設活動61要素デフレーター及び資本財16要素デフレーターを、投資構成をウェイトとして合成し、算出する。

2.6.2 分野別新設費・災害復旧費・更新費の全国値の推計

(1) 道路分野

【推計の対象】

道路分野の推計対象を、「道路改良」、「橋梁整備」、「舗装新設」の3小分野とする。

【推計に用いたデータ】

「道路統計年報」の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する以下のデータを使用。

図表2-7 道路分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1949年度 ～1951年度	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 改良費	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 維持修繕費	
1952年度 ～1954年度	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 改良費	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 維持修繕費	
1955年度 ～1965年度	一般道路事業（直轄）の 道路改良、橋梁整備、舗装新設	一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の 橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持	
1965年度 ～2009年度	一般道路事業（国庫補助、地方単独）の 道路改良、橋梁整備、舗装新設、特殊改良		一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の 道路災害、橋梁災害
備考	1970年度以降は用地補償費の実績値を按分して、1970年より前は推計により用地補償費を投資額より抜いている。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	その他修繕を道路の修繕とみなし、維持を道路、橋梁、舗装に按分している。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	用地補償費の実績値を按分して用地補償費を災害復旧費から抜いている。

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計と一致させており、道路局へのヒアリングに基づいている。

道路... 60年、橋梁... 60年、舗装... 10年

(2) 港湾分野

【推計の対象】

港湾分野の推計対象を、「交通施設」、「係留施設」、「その他」の3小分野とする。

【推計に用いたデータ】

国土交通省港湾局の港湾施設の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する下表のデータを使用。

ただし、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「港湾整備特別会計」（決算書）の「港湾整備勘定」及び「特定港湾施設工事勘定」の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「港湾勘定」）を、新規改良費・維持補修費・災害復旧費で按分したものをデータとして使用している。

図表2-8 港湾分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1875年度 ～2003年度	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省港 湾局提供資料のうち、 新規改 良費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省 港湾局提供資料のうち、 維 持補修費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、「そ の他」とも国土交通省港湾局 提供資料のうち、 災害復旧費 を利用
備考	港湾局の原典は、高橋宏直、後藤文子、横田弘[2005]「港湾施設の維持補修・更新費の将来推計」国総研資料257号 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm)		

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させている。

交通施設 … 60年

係留施設 … 50年

その他 … なし

(3) 空港分野

【推計の対象】

空港分野の推計対象を、「航空路」、「空港」の2小分野とする。なお、航空路は航空保安施設などを含み、また空港は滑走路等を含むものである。

【推計に用いたデータ】

1971年以降について、港湾分野の建設費、維持管理費、災害復旧費に関する以下のデータを、国土交通省航空局から入手して使用。ただし、成田空港、関西空港、中部空港に該当する金額については、特殊会社に行っていることを鑑み、推計の対象から除外。

なお、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「空港整備特別会計」（決算書）の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「空港整備勘定」）を新設・改良費とみなし、それを「航空路」と「空港」の比率で按分したものをデータとして使用。このとき、「災害復旧費」については2000年度から2003年度までの期間同様にゼロとする。

図表2-9 空港分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1971年度 ～2003年度	空港： 国土交通省航空局資料 「 空港の整備に係る総投資額 」 航空路： 国土交通省航空局資料 「 航空保安施設の整備に係る総投資額 」	空港： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 国内空港維持費 」、「 国際空港維持費 」 より対象外空港分を除いた額 航空路： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 航空路施設維持費 」	内閣府「日本の社会資本」のデータを用いる
備考	<p>(空港維持費の算出方法)</p> <p>①: 空港等維持運営費より国内空港維持費、国際空港維持費を抜き出す。(予算額については、別添電子データの国土交通省所管予算参考書(地方航空局、空港整備特別会計編)を参照。②、⑤、⑥も同様)</p> <p>②: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中①の割合分を抜き出す。</p> <p>③: ①と②を合算。(=羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場に係る年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>④: 二種b空港及び三種空港に係る維持管理投資の推定値を③に加えるため、以下の計算をおこなう。(旅客数については、別添電子データの空港管理状況調査を参照。なお、旅客データについては、直近10年のものを用いることとする。)</p> <p>③×(全空港の旅客数－成田空港、関西国際空港の旅客数)／羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場の旅客数 (=全空港(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑤: 空港等維持運営費より航空路施設維持費を抜き出す。</p> <p>⑥: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中⑤の割合分を抜き出す。</p> <p>⑦: ⑤と⑥を合算。(=航空路施設の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑧: ④と⑦を合算。(=全空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>*2種b空港は、旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部の5つの空港である。</p>		

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させており、航空局へのヒアリングを実施した結果である。

航空路... 9年、空港 ... 50年

(4) 住宅分野

【推計の対象】

推計対象を、国、地方公共団体が管轄している賃貸住宅と地方住宅供給公社が管轄している賃貸施設を対象とする。なお、地方住宅供給公社が管轄している賃貸住宅については、前年度調査同様に対象外とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計している。

新設・更新費、維持管理費、災害復旧費として使用したデータの「建設業務統計年報」における名称は以下のとおりである。

図表2-10 住宅分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 国庫補助 ①公営住宅計 ②公営住宅建設推進計 ③特定有料賃貸住宅計 ④住宅地区改良計 ※用地先行取得費、用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①賃貸住宅新設改良計 ②住宅地区改良新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く 3) 地方住宅供給公社 ①賃貸住宅 （前年度調査から対象外） ②賃貸施設 ※用地造成費、用地費、補償費を除く	1) 地方単独 ①賃貸住宅維持補修計 ②住宅地区改良維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 国庫補助 ①公営住宅計 ※用地費、補償費を除く

※2004年以降はデータが公表されていないため2003年の値を用いる。

【耐用年数】

前回推計と同様、建設年度による技術革新等の影響を考慮し、着工年度により、以下のよう設定する。

- 1950年代以前着工： 31年
- 1960年代着工： 41年
- 1970年代以降着工： 61年

(5) 都市公園分野

【推計の対象】

本推計における対象を、国、地方公共団体が管轄している都市公園とする。

【推計に用いたデータ】

投資額のデータには「建設業務統計年報」（1959～2003 年度）を使用。ただし、1958 年度以前については、「日本の社会資本」の 1958 年度ストック額から割り戻して推計。

また、建設業務統計では、直轄の維持管理費は新設改良費に含まれて計上されていることから、前回以前まではこれを新設改良費と見なして扱っていたが、前年度調査から、維持管理費分を切り分け、別の費用として推計を行っている。1996 年～2003 年の維持管理費については、国土交通省からデータを入手することができたためこれを用いているが、1995 年以前については、1996～2003 年の新設改良費と維持管理費の比率の平均値で按分している。

図表2-11 都市公園分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 地方単独 ①都市公園維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園計 ※公有財産購入費、補償金を除く

※2004 年度以降についてはデータが公表されていないため 2003 年度の値を用いる。

【耐用年数】

従来推計と同様に、一律で 43 年と設定する。

(6) 下水道分野

【推計の対象】

下水道分野の推計対象を、「管きよ」、「処理場」の 2 小分野とする。

【推計に用いたデータ】

「下水道統計」（（社団法人日本下水道協会）を推計のデータとして用いる。下水道統計において新設・更新費、維持管理費、災害復旧費とした費目ないしその推計方法は下表のとおりである。

図表2-12 下水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1953年度 ～1966年度	新設改良費（事務費、工事費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	維持費（事務費、作業費、補修費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	内閣府「日本の社会資本」 ※2004年度から2006年度 は2003年度以前のデータ の平均値とする。
1967年度 ～1977年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （管きよ、処理場）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1978年度 ～1985年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1985年度 ～2009年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （工事費計）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 （管路、ポンプ場、処理場、その他）をそれぞれ「管路」、「ポンプ場」と「その他」の一部を「管きよ」に、「処理場」と「その他」の一部を「処理場」に割り振る	

【耐用年数】

耐用年数は、従来どおり、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省都市整備局下水道部へのヒアリングを基に、同総合政策課の推計方法と一致させている。

管きよ...60年

処理場...33年

(7) 治水分野

【推計の対象】

治水分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している河川、ダム、砂防、治水機械とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」のデータを「建設業務統計年報」の1960～2000年度までの河川、ダム、砂防、治水機械の平均比率で按分して推計している。

図表2-13 治水分野における推計に用いたデータ

小分野	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
河川	1) 直轄+国庫補助 ①河川新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川計 ※補償金を除く
河川総合開発(ダム)	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発新設改良計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発維持補修計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発計 ※用地費、補償費を除く
砂防	1) 直轄+国庫補助 ①砂防新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防計 ※補償金を除く
治水機械	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械購入 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械修理 ※用地費、補償費を除く	

※2004年度以降はデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数を、河川、河川総合開発（ダム）、砂防、治水機械別に、従来どおり以下のように設定する。

- 河川： 設定せず
- 河川総合開発： 80年
- 砂防： 67年
- 治水機械： 7年

(8) 海岸分野

【推計の対象】

海外分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している海岸保全施設整備、海岸環境整備等とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「海岸統計」（国土交通省河川局、1961～2009年度）のデータを用いる。1960年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1960年度ストック額から割り戻して推計している。

図表2-14 海岸分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄 ①直轄海岸保全施設整備事業 2) 補助 ①高潮対策事業 ②侵食対策事業 ③局部改良事業 ④海岸環境整備事業 ⑤海域浄化対策事業 ⑥公有地造成護岸等整備事業 ⑦津波・高潮危機管理対策緊急事業(2006年度から) ※用地費、補償費は無視 3) 地方単独 ①単独事業費	1) 直轄 ①直轄海岸維持管理 ※沖ノ鳥島関連。前回推計では含めていなかった。 2) 補助 ①補修事業 3) 地方単独 ①単独補修費 ②単独維持管理費	1) 直轄 ①直轄海岸災害復旧事業 2) 補助 ①補助海岸復旧事業 3) 地方単独 ①単独災害費

【耐用年数】

従来と同じく、一律で 50年 と設定する。

(9) 廃棄物分野

【推計の対象】

廃棄物分野の推計対象を、廃棄物処理施設及びし尿処理施設における中間処理施設、最終処分場、収集運搬施設とする。なお、収集運搬施設は、2006年度以前の中間処理施設、最終処分施設の一部を組みかえて新たに設けられた費目であり、合計では従来の枠組みから変更がない。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「日本の廃棄物」(環境省)をデータとして用いる。なお、各年度とも基本的に「日本の廃棄物」から以下の項目を収集しているが、年代によっては、旧厚生白書からのデータを使用している。

図表2-15 廃棄物分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場、収集運搬施設の工事費	廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場の維持管理費	推計に反映させていない

【耐用年数】

耐用年数は、25年と設定する。なお、耐用年数を25年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査結果に従ったものである。

(10) 水道分野

【推計の対象】

水道分野の推計対象を、地方自治体で水道事業を営んでいる地方公営企業の上水道事業及び用水供給事業とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「水道統計」（厚生労働省）のデータを用いる。

図表2-16 水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1961年度 ～2000年 度	『水道統計』のうち、「新設・拡張事業費」、「改良事業費」	『水道統計』のうち、上水道事業・用水供給事業の「人件費」、「動力費」、「修繕費」、「薬品費」を対象にする。	『日本の社会資本』の数値を使用する。
1961年度 ～2009年 度			※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前データの25年間の平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数は一律39年と設定する。なお、39年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査時に厚生省（当時）にヒアリングを行った結果、決定したものである。

(11) 工業用水道分野

【推計の対象】

工業用水分野の推計対象を、地方公共団体等が所有・管轄している工業用水道事業とする

【推計に用いたデータ】

投資額は、「地方公営企業年鑑」（総務省）から、工業用水事業について、下表の費目を抽出して用いる。

図表2-17 工業用水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～2009年度	『公営企業年鑑』の「建設改良費」から「職員給与費」と「建設利息」を差し引いたもの	『公営企業年鑑』の経常経費のうち「職員給与費」、「動力費」、「修繕費」、「材料費」、「薬品費」、「路面復旧費」を足した数値	災害復旧費はデータが公表されていないため考慮していない。

【耐用年数】

耐用年数を37年とする。なお、37年に設定したのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省国土計画局の調査において、経済産業省にヒアリングを行った結果に従ったものである。

(12) 治山分野

【推計の対象】

治山分野の推計対象を、国及び地方公共団体の治山対策事業とする。

【推計に用いたデータ】

新設改良投資は、「行政投資実績」の治山分野の投資額をデータとして使用する。また、用地補償費については、治山事業の性格上、ほとんど発生していないことから、ゼロと仮定する。災害復旧費については、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、日本の社会資本と同様のデータを利用し、2004年度以降については過去の平均値を仮定する。維持・修繕費については、治水分野の砂防ダムにおける実績データ比率を活用して算定する。

* (参考) 日本の社会資本における投資額の定義

・名目投資実績額

治山事業を対象とし投資額を調査した。

なお、1974年度以前の新設改良費には維持補修費および用地費、補償費が含まれて

図表2-18 治山分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	治水分野の砂防ダムの実績比率より、投資額を治山分野に置き換えて推計する	『日本の社会資本』の治山分野の災害復旧費
2000年度 ～2009年度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	※2003年以降はデータが入手できなかったため、2001年から2002年の変化率を2003年以降に適用し、推計する。	※2004年以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数は67年と設定する。なお、この設定に当たっては、平成13年度及び平成14年度の推計時に農林水産省に対しヒアリングを行っている。

(13) 農林漁業分野

【推計の対象】

農林水産分野の推計対象を、国及び地方公共団体が行う「農業分野」「林業分野」「漁業分野」の事業とする。具体的には農業分野では「農業基盤整備」、「市場」及び「と畜場」、林業分野では「林道」及び「造林」、漁業分野では「漁港」を対象とする。

【推計に用いたデータ】

農林漁業分野の投資額の推計には、「行政投資実績」を使用する。ただし、農業分野の行政投資実績には、用地・補償費が含まれているため、その分を「農用地建設業務統計」（農林水産省）を利用し、合計額に占める用地・補償費の標準比率を算定（2.6%⁴）し、行政投資額に乗じて控除する。また、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、災害普及費は、2003年度までは「日本の社会資本」のデータを利用し、それ以降については1970年度から2003年度までの平均を用いる。

また、林業分野・漁業分野でも同様に、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、2003年度までは「日本の社会資本」と同じデータを利用し、2004年度以降については農業分野と同様とする。

なお、「造林」の災害普及費は、災害普及という概念が「森林災害普及事業」が創設された1981年度以降であるため、便宜上「林道」に含めて扱う。

農林漁業分野の維持管理費については、用地・補償費と同様に農用地建設業務統計から、標準維持・管理費比率（0.85%⁵）を求め、これを投資額に乗じて推計している。

図表2-19 農林漁業分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	行政投資実績の投資額 (農業分野は、用地・保障費を推計で控除)	農用地建設業務統計の維持管理費比率を利用して推計	「日本の社会資本」のデータを利用
2000年度 ～2009年度			※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる。

⁴ この標準用地・補償費比率2.6%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

⁵ この標準維持・管理比率0.85%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

【耐用年数】

耐用年数を以下のように設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における農業の農林水産省、林道・造林の林野庁、漁港の水産庁に対するヒアリング結果に基づいている。

農業・・・53 年、林道・・・47 年、造林・・・45 年、漁港・・・50 年

(14) 学校分野

【推計の対象】

学校分野の推計の対象を、国及び地方自治体が設置した全ての学校とする。具体的には、国立大学、公立大学、公立の小・中・高等学校及び各種を対象としている。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の 1953 年度から 2003 年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004 年度以降については、「地方教育費調査（I 全国集計）」の「資本的支出」の建築費の推移から地方自治体分を推計し、それに一定割合（2001 年度から 2003 年の『日本の社会資本』の新設費と「地方教育費調査（I 全国集計）」の「資本的支出」の建築費との比率）を乗じて、国及び地方自治体の分とする。

また、維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980 年度以降の「地方公共団体設置」の学校を対象とする数値のみである。また国の維持管理費も文科省は把握していないことから、上記のデータが取れる 1980 年度以降については、「地方教育費調査報告」より地方歳出分の維持管理費のデータを捕捉し、これに一定割合（28%⁶）を乗じて国の分を推計する。1979 年度以前については、維持管理費をゼロと仮定する。

図表2-20 学校分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953 年度 ～1979 年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロと仮定	「日本の社会資本」のデータを利用
1980 年度 ～1999 年度	※2004 年度以降は、地方教育費調査報告の資本的支出の中の建築費の推移から推計	地方教育費調査報告の「幼稚園」	※2004 年度以降はデータが公表されていないため、2003 年度以前のデータの平均値を用いる
2000 年度～ 2009 年度		「小学校」、「中学校」、「盲・聾学校」、「高校全日制」、「高校定時制」、「中等教育学校」、「高等専門学校」の管理費、「小学校」、「中学校」の修繕費	

⁶ 前年度版に準拠している。

【耐用年数】

学校分野の耐用年数を 39 年で設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

(15) 社会教育分野

【推計の対象】

社会教育分野の推計の対象を、地方自治体が設置した全ての社会教育施設、社会体育施設、文化施設とする。なお、日本の社会資本では、それぞれが何を指すのか、その具体的定義を明らかにしておらず、本調査においてもそれを明確化することはできていない。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の 1953 年度から 2003 年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004 年度以降の新設費については、「地方財政統計年報」（総務省）の「普通建設事業費」で 2003 年度から延長推計する。また、改良費は従来同様に耐用年数に達した 2000 年価格評価の新設費とする。維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980 年度以降の「地方公共団体設置」の施設を対象とする数値のみである。そのデータが取れる「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費に関する歳出の合計額を本調査における維持管理費とみなし、1980 年度以前のものについてはゼロとする。

図表2-21 社会教育分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953 年度 ～1979 年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロとみなす。	「日本の社会資本」のデータを利用
1980 年度 ～1999 年度	※2004 年から 2005 年は「地方財政統計年報」の普通建設事業費の推移から推計	「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費	※2004 年度以降はデータが公表されていないため、2003 年以前のデータの平均値を用いる。
2000 年度～ 2009 年度			

【耐用年数】

社会教育分野の耐用年数を 40 年と設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。